

ディスカッションペーパー No.3

# 川島孝彦 人物像と統計

佐藤正広

(一橋大学経済研究所教授)

2017年 5月

総務省統計研究研修所

原稿受理日：平成 29 年 4 月 27 日

本ペーパーは、統計研究研修所の委嘱による統計研究の成果であり、一切の著作権は統計研究研修所に帰属する。

ただし、その内容については原著者の責任において取りまとめたものであり、総務省統計局又は統計研究研修所の見解を表したものではない。

## 目 次

1	はじめに	1
2	川島孝彦の略歴	1
3	川島の人物像	3
3.1	川島の一般的な素質	3
3.2	高等文官としての自己認識	3
3.3	病気による休職と新たな決意	6
3.4	周囲から見た川島像	8
3.5	統計局長就任	10
4	統計局長としての川島	11
4.1	統計学の研鑽	11
4.2	中央統計庁構想の概要	15
4.3	川島による中央統計庁構想の形成過程	16
4.4	川島と地方統計組織	21
4.5	中央・地方一体の統計機構改革構想	26
5	むすびにかえて 統計局長退職前後	27
	補遺：川島関係の資料	29
	表	35



# 川島孝彦—人物像と統計—<sup>1</sup>

佐藤正広（一橋大学経済研究所）

## 1 はじめに

一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報センターでは、このたび、統計局および法政大学から、大量の資料を受け入れ「近代統計発達史文庫」として4月から公開する運びとなった。この中には、公文書として作成され『総理府統計局百年資料集成』などによって公にされている資料とならび、川島孝彦<sup>2</sup>元統計局長(以下、川島と呼ぶ)が個人的に書き綴ったメモ類などがあり、川島の思考過程についてもある程度あとづけることができる。そこで、本稿では、以下のふたつの課題を設定し、これまでに判明したことについて述べていくこととしたい。

第1の課題は、主として川島が統計局長になる以前に着目し、川島という1人の人間が、そもそもどのような発想の傾向や行動様式をもっていたかを描き出すことである。川島は統計局長になる以前にいくつもの職務に就いており、折に触れて感想等を書きのこしている。ここではそれに依拠するので、もしかすると少し生々しいと感じられるかも知れないが、川島が暮らした世界と、そこにいた川島という人物を、血の通った人間像として再構成してみたいというのがそのねらいである。もちろんこのことは川島の私生活に立ち入ることを意味しない。あくまでも公的生活を通じてみたという限定を付けておきたい。

本稿の第2の課題は、第1の課題で明らかになったことを前提に、川島が統計局長という社会的地位およびそれをとりまく環境の中におかれたとき、それにどう対応して行動し、自己表現をしたかについて見ることである。ここでは、川島といえはまず思い浮かぶ中央統計庁構想の他、川島による統計学の修得、道府県レベルを中心とする地方レベルの統計担当者とのネットワーク構築などをとりあげる。

## 2 川島孝彦の略歴

はじめに、川島の略歴について述べておこう（詳しくは表1参照）。

川島は、明治30(1897)年2月23日、父川嶋庄一郎、母志まの長男として和歌山県で生まれた<sup>3</sup>。本籍地も和歌山県和歌山市である。小中学校の時代については管見の限り不明であ

---

<sup>1</sup> 本稿の基礎となる研究は、科学研究費補助金基盤研究(B)「日本における統計制度の発展に関する研究」として別途成果を取りまとめ中であり、今後報告予定である。また、引用等著作権法上認められた行為を除き無断での本稿の転載等を禁じる。

<sup>2</sup> 川島家は戸籍上「川嶋」であるが、川島孝彦は常に「川島」を遣い続けたので、本稿ではそれに従い、同氏について表記する際には「川島」を用いる。

<sup>3</sup> 川島の出生地について、一部に富山県とする見解を見かけるが、本稿執筆にあたり川嶋辰彦学習院大学名誉教授に照会したところ、和歌山県であるとのお答えをいただいた。

るが、第一高等学校英法科を卒業している。平成 24 年 4 月にご子息である川嶋辰彦氏(学習院大学名誉教授)からうかがった話によると、川島はもともと数学が好きで、工科に進みたかったが、事情があつて英法科に進んだとのことである。もともと理系に親しみを持っていたという川島の素養には、統計局に入ってから彼の活躍の基礎になる条件として注目しておきたい。大正 11(1922)年 11 月に文官高等試験行政科試験合格。また、川島の学生時代の講義ノートを見ると、そこには吉野作造や美濃部達吉の講義ノートはあるが、この時期に東京帝大で統計学を教えていたはずの高野岩三郎の講義ノートは存在しない。法学部の政治学科では、統計学は必修科目ではなかったこともあり<sup>4</sup>、川島は恐らく大学では統計学を履修していなかったものと推測される。この点については後にまた触れる。翌大正 12 年 3 月東京帝国大学法学部政治学科卒業。4 月に三重県警部兼三重県属に任ぜられた。このちは昭和 2 年 6 月から昭和 3 年 7 月初めまでの約 1 年間、長崎県の内務商工課長兼水産課長を務めた以外は、大正 14 年 1 月茨城県警察部保安課長(警部から警視)、昭和 3 年 7 月広島県警察部特別高等課長(警視)、昭和 4 年 9 月兵庫県警察部と警察畑を歩んだ。この間、大正 15 年 3 月には 29 歳で、前大阪市長池上四郎の六女、池上紀子と結婚している。

その後警察から離れ、昭和 6 年 12 月内閣書記官として内閣官房総務課勤務兼同記録課に着任。昭和 8 年 5 月に内閣官房記録課長兼内閣官房総務課勤務、さらに印刷局総務部勤務。昭和 10 年 11 月には第 2 次ロンドン海軍軍縮会議に参列の全権委員随員を命じられている。このときの洋行は川島にとっては特別に印象が強かつたらしく、旅行記録の類を書きのこし、各国の通貨や砂利などを集めてのこしている。昭和 11 年 7 月、内閣官房総務課長兼内閣官房記録課長となる。同年 9 月から 12 月まで、体調不良により休職。

昭和 12 年 11 月、内閣統計局人口課長に就任した。これ以降、ほぼ 9 年間にわたって統計局に在職することとなる。昭和 14 年 1 月、内閣統計局長。これ以後局長として就任した委員等をあげると、昭和 14 年 1 月企画院参与および国民貯蓄奨励委員会幹事、同年 2 月米穀統制委員会委員、昭和 15 年 2 月人口問題研究所参与および人員動員委員会委員、昭和 17 年 4 月臨時東北地方振興計画調査会委員、同年 11 月食糧管理委員会幹事ならびに内務省連絡委員会委員、昭和 19 年 4 月、戦時産業極限要員量臨時調査室統計室長ならびに同調査室参与。同年 12 月総合計画局参事官と、戦時期統制経済の要となる委員等を歴任していることがわかる。

川島は戦後も引き続き統計局長として連合軍総司令部 (GHQ) との交渉等にあたっていたが、「昭和二十一年二月二十七日夜内閣統計局の庁舎から発火し同庁舎の一部及び統計機械、書類等を焼失するに至らしめたことは内閣統計局長として平素部下の監督不行届の致すところであ」<sup>5</sup>るとして昭和 21 年 12 月 6 日に辞職願を提出、昭和 22 年 1 月 21 日付で退職している。

---

<sup>4</sup> 東京大学百年史編集準備委員会(1986)『東京大学百年史 部局史一』東京大学、165-166 ページによれば、法学部政治学科では統計学は選択科目であった。

<sup>5</sup> 近代統計発達史文庫 914。

こののちは、昭和 23 年 2 月に東京サク岩機株式会社総務部長に就任したほか、参議院、国会図書館などに勤めた。昭和 33 年 2 月 23 日没。のちに同日付で勲二等旭日重光章を受け、従三位に叙されている。

### 3 川島の人物像

#### 3.1 川島の一般的な素質

本稿第 1 の課題である、川島の人物像に入る第一歩として、川島の一般的な好みや個性について少し触れておこう。ご子息である川嶋辰彦教授のご教示にもあったとおり、川島孝彦は数学および数字が好きであった。また、残存する資料から判断して、彼は同時に「メモ魔」とでもいうべき記録作成者であった。ふたつの例を挙げておこう。

はじめに、川島が内閣官房記録課長であった昭和 10 年に、彼が作成した「内閣官制例規集」と題する 3 冊のノートについて紹介しよう<sup>6</sup>。この資料の内容を全体にわたって細かく見ていく余裕は本稿にはないし、また本稿の趣旨からも外れるが、目次にはじまって「詔書発布の主なる先例」を列挙するなど、詳細を極めている。このような覚え書きは川島孝彦関係資料の中に何冊も存在する。自分の着任した職務にかかわりのある法令や前例などを、細大漏らさずにメモした形跡が見られるのである。統計局長時代にも、さすがに自筆ではないが、国勢調査やその他の統計調査の沿革などを、部下に命じてまとめさせたりしている。

つぎに挙げる例は、川島が職務から一応離れて、個人的な興味から書きためたメモである。「量」と題されたこれらの資料には、彼の目にとまった量的な事項が「緯度 1 度の長さ」「紙一トンの容積」「歩兵の歩速」「各国の平均余命」など、細かな字で記入されている<sup>7</sup>。川島が数量、もしくは数学を好んだことがうかがわれる。よくいわれる文系、理系の二分法で言うならば、川島は明らかに理系だったといえよう。

#### 3.2 高等文官としての自己認識

以上のことを踏まえ、高等文官としての川島の人物像についてみていくことにしよう。

はじめに紹介するのは、川島が帝大を卒業して半年ほどたった大正 12 年 9 月 12 日、三重県警部であった時期に作成されたスクラップブックの扉に書かれたメモ書きである。

##### 資料 1

「真に研究に資せんとならば切抜くよりも摘録として要点のみを書き取り置く方参考として取り扱ひに便なることを記憶せよ

切抜貼付の時間 細君の留守仕事

1. 今直ちに読む暇なく取り敢へず後読のため
2. 自己の専門に関したるもの

<sup>6</sup> 近代統計発達史資料 469。

<sup>7</sup> 近代統計発達史資料 778。

3. 職務に関するもの
4. 肖像
4. 統計、数字
5. 最近の法令の文にして未だ書物になって出ないも（「の」脱か：引用者）
6. 条約文
7. 最新時事、歴史（本がまだない）
8. 名文（中略：引用者）
9. 地理、歴史、風俗その他興味著しく後でも繰り返し読み度きもの

興味本位のものゝは余り下らぬものまで貼るな。

書籍として立派に整って居るものを骨折って貼るは馬鹿だ。直接本を読め。

新聞学問は雑駁」<sup>8</sup>

高等文官として着任したばかりで、26歳であった川島の、気概にあふれる心覚えである。ここには「統計」の語が出てくるが、特にそこに重点があるわけではなく、他の項目、たとえば自己の専門や職務に関したものがこれに先立っている。10数年後、統計が自己の専門、職業になったときには、当然のこととしてこれが最優先されることになったと考えるべきであろう。

昭和3年、長崎県から広島県の警察部へ転任した際に川島は、長崎日々新聞のインタビューを受け、以下のように答えている<sup>9</sup>。

## 資料2

「意外でした、警察部の移動は予想して居ったが、吾々に波及するとは全く思ひませんでした、然し命に依って動かされたら何処でも行かねばなりません、本県在任僅かに一年で、殊に産業の太宗たる水産方面に携はったことは非常に経験で、仕事はこれからと思ったのに、今動くのは非常に残念です、栄転など言はれると気が引ける様ですが広島県は初めての土地です但し郷里和歌山とは幾分近くなるので夫れ丈けは気安いです、兎も角サーベルが私には縁がある訳でせうから、昔とったきねつかで大いにやませう」<sup>10</sup>

地方事務官として水産業にかかわったことは、地方長官をめざす川島にとっては「経験」すなわち勉強になったと感じられたのであろう。同時に、「命に依って動かされたら何処でも行かねばなりません」という下りは、官界に生きた川島にとっては動かすことのできない大前提であったろう。

時期は前後するが、大正14年、茨城県警視であったころの川島の業務の一端を窺うこと

<sup>8</sup> 近代統計発達史文庫 419、「抜萃帳」扉の書き込みより。

<sup>9</sup> 近代統計発達史文庫 418。

<sup>10</sup> 近代統計発達史文庫 418。



のできる新聞記事があるので、簡単に紹介しよう<sup>11</sup>。記事には「土工」とあるから土木工事の作業員であろう、日本人と、朝鮮人の間で紛争が起き、朝鮮人1名が殺害された。両者の間が一触即発の空気になったところに、川島が乗り込んで朝鮮人の代表者と会談し、彼らを慰撫したというのである。警察時代の川島が、さまざまな現場に出て、自らことにあたっていたことが了解されよう。

さて、ここで表1に目をやると、大正12年に三重県に着任してから昭和6年に内閣書記官に着任するまでの間と比較して、その後、特に36歳で内閣記録課長に就任した昭和8年以降から、年譜に記載されるような事項（主として辞令にもとづく）が格段に増えていることがわかる。26歳から36歳までの10年あまりは、駆け出しの高等文官としての、いわば地方の現場における実地訓練の時代であったと見ることもできよう<sup>12</sup>。

それでは、統計局長着任以前の川島は、自分の公的生活の将来について、どのような見通しをもっていたのだろうか。内閣記録課長に就任して1年あまり後の昭和7年12月3日、川島は次のような覚え書きを書きのこしている。

### 資料3

「専門の学的研究をせねばいけない。内閣書記官は雑務の官である。国務全般に広く汎るけれど、実質には余り触れ得ない。又そこまで突込んで各官の権限を冒してよくない。だから上すべりの雑駁な人間になって了ふ。どうしても一つ事項を決めて専門に組織的に築き上げる学問をせねばうそだ。

夫には地方制度の研究などは良くはないか。知事学として。又

日本地理の研究—各府県の現勢 }  
政界系統の研究 } 等も知事たる準備としては必要である。

地方に居る同僚らは僕等程中央政府内部事情には明でない。しかしその反面には僕等が細かな形式的手続などを矢かましくつついて居る間に実地の政治の訓練をつんで居るのだ。油断して居るとをくれてしまふぞ。—地方官界の変遷を読むで」<sup>13</sup>

表1にも現れているとおり、内閣書記官の仕事は多忙であった。この官職は、ただし、特定の専門領域に限られることなく、行幸への随行、各地への出張、各種委員会の幹事や参与、委員等々、種々雑多な業務をともなったようである。川島はこのような状況を捉えて、「雑

<sup>11</sup> 近代統計発達史文庫 418

<sup>12</sup> 大正14年10月1日付茨城新聞には、川島が周囲の人々からどのように見られていたかを示す、つぎのような記事がある。なかなかの人望であったようである。

「▲ある方面で県庁高等官連中の人気投票をすると飛び切り群を抜いての最高点が保安課長の川島警視、とにかく年齢が若くて、法学士で、高等官で眉目秀麗で独身者と来てゐるから法定点数に達しない連中とは月とすっぽん程相違があるとの評判▲ソレでこの頃では川島君に対して飲み仲間が同じ割の前勘定では同席真つ平御免と比率問題を担ぎ出し、エライところでハンデ、キャップをつけなければのたくらみなそうなが流石の保安課長も保安は容易ぢやあるまいの注進をその俣」近代統計発達史文庫 418。

<sup>13</sup> 近代統計発達史文庫 440、「誌想録事」より。下線は原文のママ。

務の官」と称した。「雑務の官」として雑多な用事に追われているうちに、地方に配属された同輩たちが実質的な仕事を身につけて、自分を追い越してしまうのではないかという焦りも感じられる。そこでなにがしかの研鑽を積みたいと川島は考えるが、特定領域への深入りは他官庁の管轄を犯すことになるから避けた方がよいとしている。そこで川島が考えたのは「地方制度の研究」であり、これは川島によって「知事学」と位置づけられている。川島が思い描いていた将来像のひとつに、道府県知事になることがあったことは明らかである。実際、川島と同期の大正 11 年の文官高等試験合格者 262 人のうち、道府県知事もしくはそれに相当する官職<sup>14</sup>に就いたことが明らかなものは 31 人と、一割を超えている<sup>15</sup>。当時の高等文官の歩むコースのゴールのひとつとして、地方長官が実質的な意味を持っていたことがわかる。川島もその線上に自分の将来を思い描いていたのである。

川島は高等文官の人事になみなみならぬ関心を示している。そのことは、特別高等警察が設置された際の課長人事に関する昭和 3 年 7 月 11 日付福岡日々新聞切り抜きや、「空前の地方長官大異動」と題された昭和 2 年 5 月 17 日付東京朝日新聞切り抜きなどに見ることができる<sup>16</sup>。前者は自分自身が異動対象であったこともあり、ほぼ同輩の異動に関する関心である。たぶん面識のある者であろう、氏名に赤鉛筆で印をしている。後者は上述のように高等文官のゴールのひとつである地方長官の人事に、川島が関心を寄せていたことの証左である。

### 3.3 病気による休職と新たな決意

しかし、現実には川島は地方長官への道を歩むことはなかった。昭和 6 年に、川島は内閣書記官に任ぜられた。そののち、昭和 8 年には内閣記録課長、昭和 11 年には内閣総務課長に任ぜられた。すでにその一部を紹介したが、川島の書きのこした記録を見る限り、彼は自己に厳しい完璧主義者の面があり、この内閣官房総務課長の激務は、彼にとってかなり負担であったらしい。就任後の昭和 11 年後半に、川島は「疾病記」と題して長文の感懐を書き記している。

これを見ると、川島は横溝光輝総務課長から後任人事の下交渉を受けた際、それを受けるかどうか、大いに迷ったようである。その理由を、川島は以下のように述べている。

#### 資料 4

「自信を欠く理由は概ね左の如し。

1. 人事事務に関し、各省の官制、官等俸給身分に関する規定内規等に通曉する程度甚だ不足なること。
2. 各省の人を知る事少く次席稲田書記官に及ばざる事遙に遠きこと。殊に人の位階勲等、

<sup>14</sup> 日本本土の道府県知事の他、台湾の州知事、朝鮮の道知事を含む。

<sup>15</sup> 秦郁彦編（2001）『日本官僚制総合事典 1868-2000』東京大学出版会、233-239 頁。

<sup>16</sup> 近代統計発達史文庫 418

大学卒業年次、出身地、経歴、系統関係等につき甚しく知識乏しく又之を知得せんとしてもなかなか憶え得ざること。

3. 我邦の政情不安にして次々に諸種の難問継起し来り此等は凡て内閣の処置に頼りかかるものなるが総務課長として書記官長を補佐するに余の如きは手腕才幹、機智到底横溝前課長に及ばざること。
4. 総務課長は次々に起り来る問題に対して遅滞なく之を裁断し処理して行かざる可らざるに余は判断稍もすれば正鵠を失し決定又荏苒遷延する欠点あること。

要するに余は総務課長として未だ素養十分ならず且つ生きた仕事を処置するに経綸に乏しく殊に臨機応変の才なきことなり。」<sup>17</sup>

その不安の内容は、上の引用にも書かれているとおり、各省の官制、官等俸給身分、各省の人脈に関する知識不足、横溝前課長と較べたときの力量不足、優柔不断であることなどであった。

実際、総務課長に就任した川島は、次々と押し寄せる膨大な業務に追われた。川島の人柄として、そうした業務について、ひとつとして手を抜くことなく隅々まで把握しようとしたことであろう。その結果、彼は相当な精神的負担を余儀なくされたようである。彼はつぎのように述べる。

#### 資料5

「勇を鼓して兎に角日々を送りしが次第に体力気力消耗し来り難問題は之を回避せんとする気分生じ書記官又は課員より事を持ち出さるるごとにハッと胸をつかれり。遂には課長室にあって電話のかかる事すら苦痛となり各省の人の用務を持って来訪し来るに対しても応対に生気なく話法ぎごちなくして対談に苦痛を感ずるに至れり。」<sup>18</sup>

こうした状態に陥った川島は、辞職を考えたが、その考えをもって前任者の横溝に相談した結果、横溝のアドバイスを受け入れて、昭和11年8月29日から年末まで欠勤することとなった。この欠勤については表1の1936年12月27日の項に「病気の為本年九月十八日以来引き続き欠勤し執務せざること九十日を超えたるを以て俸給の半額を減ず」とある。休職中は湯治などをして心身を癒すことに努め、正確な日付は不明であるが年末には健康を回復して復職したようである。

この覚え書きから約1年後にあたる昭和12年10月9日には、以下のような所感を書きのこしている。

<sup>17</sup> 近代統計発達史文庫440、「誌想録事」より。日付は附されていないが、昭和11年末と想定している。本文は長文にわたるが、主要な部分のみ摘録を「補遺」に掲載する。

<sup>18</sup> 近代統計発達史文庫440、「誌想録事」より。

## 資料 6

「斃れるまで勉強しやう。「俺は誰よりも職務がまづくでする事なす事へマ許りやってとても総務課長の任に堪えない。もう少し楽な職に代らして貰へないか、或は職をやめて生活をととのへ、気力を養ってから再挙した方がよくはないか。今後に来るべき自分の勤めは益々困難になって来さうだ。到底出来さうにもない。怖ろしい」などと言ふ事を常に思ひ煩って居て何になるか。その癖暇があってもコツコツと基礎的勉強や研究をして居ないではないか。客観的に見ればただ怠けて居て自ら苦しめないで宜い結果を得やうと望んで居るのだ。換言すれば楽をして居ながらよい事あれかしと望んで居るのだ。こんな考こそ自分を朽ちさせる悪魔だ。救ふ可らざる深淵に自身を落とし込むことになる。自分は今起ち上がるか亡ぶるかの岐れ路に立って居るのだ。全く余の一生の危機である。退いては亡びる。逃れっこはないのだ。唯進んで困難を切り拓く一途しかない。身体をこはしたり、頭脳を疲れさしたりして破滅するのなら夫でもよいではないか。退いて破滅するよりも進んで斃れた方が何れ丈けよいか。父や兄弟に心配をかけ妻子を苦勞させ周囲を暗くし己も亦暗い気持で次第にのたれ死するように亡びていく一他人の同情もなく、信用をおとし人間の屑と見られつつ萎んで行くのと自己の力一杯を振り絞って奮闘し、力尽きて倒れると人生の意義に於て如何なる違であらうか。余は今夜妻の涙乍らの諫言で全く決心した(中略：引用者)無駄な事は一切しない。酒と煙草は絶対にやめる。必要な事はどんなに苦しくても辛くてもやる。よそ事をやって逃避して日を過すことをしないつもりだ。

総務課長の職をやり通すか、然らずんば死かだ。死物狂で奮励する。忍耐する。生命掛で辛抱するんだ。神様どうか此の志を憐れんで御助け下さい。」<sup>19</sup>

これらの文章からうかがわれる川島の人物像は、几帳面で完璧主義であり、かつ責任感が非常につよい人柄であったことだろう。決して自信過剰ではなく、克己努力の人であったようだ。

### 3.4 周囲から見た川島像

川島の人物像について触れたので、ここで他人から見た川島の姿についても、少し横道にそれるが紹介しておきたい。後に川島の後任の統計局長になる森田優三は、その回想録『統計遍歴私記』の中で、昭和18年夏に東京統計協会の評議員への就任を川島から依頼されたときの様子を、次のように書きのこしている。

## 資料 7

「当時(昭和18年：引用者)私は横浜高等商業学校に在職していたが、ある日午前の講義を終って研究室に戻ってみると、国民服姿の一人の紳士が待っておられた。当時の内閣統計局長川島孝彦氏である。初対面ではなかったが意外の訪問客であった。用件は東京統計協会

---

<sup>19</sup> 近代統計発達史文庫 509。

の評議員になってほしいということである。私は恐縮した。協会の評議員に推されたことに恐縮したのではない。そのことの承諾を求めるために、戦争中の何かと忙しい中を巻脚絆をはいてわざわざ横浜も保土ヶ谷の山の上の学校まで訪ねてみえた丁重さに恐縮したのである。統計局長といえば偉いお役人だと思っていたその人が腰を低くして訪ねてこられたので私にはひとしおの感激だった。川島局長は仕事に厳格なところあった一面、筋目の正しい人であった。普通なら委嘱状一枚で済ませるところを、後輩の私にまで礼儀を尽くされたのである。」<sup>20</sup>

また、川島の人口課長時代の部下であった高基は、「川島孝彦氏追悼座談会」の中で次のように述べている。川島が人口課長に着任早々の逸話である。

#### 資料 8

「私は人口動態の仕事を受持っている、人口動態統計や死因統計等の刊行物、それから人口動態の記述編というのを出していたので、そういうことについて早速先生（川島：引用者）に報告した訳です。そうしたら「これは面白い」といわれたのが第一声じゃなかったかと思えます。（笑）それから二、三回お宅に呼ばれて色々説明したんですが、分らない所があると何回でも聞かれて、トコトンまできわめないと帰さないという調子だったので少々弱まりましたが、非常に熱心な方だなという印象を受けました。」<sup>21</sup>

人口課長時代の昭和 13 年 1 月、川島は昭和 13 年臨時労働統計実地調査の「事務打合及工場視察」のため、愛媛、徳島、和歌山の 3 県に出張している。この視察については後にも触れるが、そのときに川島に随行した林寿（その後製表第二課長）が、そのときの川島の振る舞いについて、次のような回想を残している。

#### 資料 9

「実に公私の別がはっきりしていました。私用では絶対に役所の車は使われなかったです。思い出しますのは、昭和十三年二月に動員計画を立てるため急に臨時労働統計実地調査をやることになって、その打ち合せ会が十二年十一月末(原文のママ：引用者)に愛媛、徳島、和歌山で開かれまして、私が川島先生のお供をして参った時のことです<sup>22</sup>。(中略：引用者) 愛媛へ着いて、知事のところへ先生が挨拶に行かれるというので、私は待っているつもりでいましたら、君も来なけりゃいかんというので、一緒に参りました。そして御自分の紹

<sup>20</sup> 森田優三（1980）『統計遍歴私記』日本評論社、92 ページ。

<sup>21</sup> 小田原登志郎他（1958）「《川島孝彦氏追悼座談会》川島先生の人と業績」『統計』第 9 巻 5 号、24 ページ。この座談会には小田原登志郎統計局長の他、友安亮一、加藤益二郎、関守健次、高基、森田優三、河原富造、金子皓、林寿、斉藤靖が参加している。川島の逝去後 3-4 ヶ月後に開かれた座談会である。

<sup>22</sup> 近代統計発達史文庫 583 に含まれる「復命書」によれば、川島と林のこの出張は昭和 13 年 1 月であった。

介が終わってから、私のことを「これは私と一緒に仕事に来ている方です」と紹介されたんです。他の局長さんにも随分お供しましたが、大抵は「これは随行者」と言われるのが普通で、それで当たり前なんです。こう紹介されたんで非常に感激しました。(中略：引用者) 徳島から船で先生の御郷里である和歌山へ行きました。当時先生のご両親も御健在でしたので先生はお宅に泊られ、私は県で世話して下さった宿に泊ることになっていたんですが、先生はそんなのは断ってしまえ、僕の家へ泊らないんなら白浜へ行け、とってわざわざ自分で知っている宿屋に電話をかけて下さって、私だけ早く仕事をきり上げて白浜へ行かして貰ったことがあるんです。」<sup>23</sup>

これらの証言を見ると、座談会における森田優三のまとめどおり「仕事の面ではなかなか厳格だったが、仕事を離れると非常に礼儀正しく親切だった<sup>24</sup>」という評価がよくあたっているように思われる。また、同輩に対して信義に厚かったことは次に触れる宇都宮孝平の人事をめぐる動きからも感じられる。

### 3.5 統計局長就任

話を元に戻そう。川島によって昭和 12 年 10 月に「斃れるまで勉強しやう」という上記の所感が書かれた翌月の 11 月 10 日、統計局人口課長に任ぜられ、ここから約 9 年にわたる統計局での川島の勤務がはじまった。人口課長に任ぜられたことに関しては、川島の感想を示す史料は見当たらないが、約 1 年後の昭和 14 年 1 月に統計局長に就任した際には、次のような覚え書きをのこしている。このころの川島がどのような社会関係の中で生きていたのかを示す好資料であるので、内容は少々生々しいが紹介しておく。就任 4 日目、1 月 23 日の記録である。川島は 41 歳であった。

#### 資料 10

「考へて見れば筋道の立たない不明朗の人事だ。其故如何となれば恩給局長が前から明いて居る。それに東北局長が又空いた。之をどうして充たすのかと言ふ問題だ。それが為めに僕と宇都宮とが昇進するとするなら二人を持って行けばよい。仕事を仕掛けて居る平木を動かすと言ふ必要は毛頭ない。今度の異動は要するに平木を恩給局長に是非したかったのか、宇都宮を是非東北局長にしたかったのか、それとも余を是非統計局長にしたかったのかである。或は又上記以外の地位に置きたくなかったかである。そして平木は恩給局長に適任でもなければ本人が望んで居る様にも見受けない。そして三人とも同期の仲のよい友人だ。俺は喜んで平木の下で働いて居るのだ。何を苦しんで不要の異動をするのか。恩給局長は一度局長をやったものでなくてはいけないと理由づけてるが、その理由はちっとも納得できる実質がない。今までの事例だってちっとも局長の経歴があったものではないじゃないか。

<sup>23</sup> 小田原登志郎他 (1958) 25 ページ。

<sup>24</sup> 小田原登志郎他 (1958) 25 ページ。

平木の前に候補者として交渉した人にも山田氏の如き局長でない人に二度も口をかけて居るぢやないか。茲に人事の暗らい陰翳がある。実にをかきな人事だ。余としても喜んでよいのか、悲しんでよいのか、憤慨してよいのか得体の知れない人事さ。御殿女中式旧官僚のやる私心人事の好適例だ。天岡賞勲局総裁の時に勲章を貰った様な変な感じだ。」<sup>25</sup>

この資料にあらわれてくる「平木」とは統計局長として川島の前任者である平木弘<sup>26</sup>、「宇都宮」とは宇都宮孝平<sup>27</sup>であり、彼らは川島とともに大正 11 年の文官高等試験の同期かつ大正 12 年内務省入省の同期であった。ちなみに、大正 11 年の文官高等試験合格者の中には、作家の芹沢光治良、政治家の椎名悦三郎がおり、また翌大正 12 年には佐藤栄作が、さらに大正 13 年には池田勇人が合格している。文中に「旧官僚」という用語があり、川島自身はどのような自己評価をしていたのかということが気にかかるが、彼がその経歴を通じてマルクス主義に接近した形跡は今のところ見当たらないので、彼を「新官僚」もしくは「革新官僚」とするのは無理があろう。「旧官僚」という言葉は、したがって、一世代上の人々をさす一般的な語として用いられたと、ここでは見ておきたい。さて、この文章を読んではっきりしているのは、平木弘、宇都宮孝平といった文官高等試験同期あるいは入省同期の人脈の存在である。

川島、平木、宇都宮をめぐるこの話には後日談がある。川島が統計局長であった昭和 17 年、東條英機内閣が「行政簡素化」の一環として、宇都宮が局長をしていた東北局の局長を内閣高等官の兼任とする方針を打ち出した。その際、川島は宇都宮の今後の身の振り方について心配し、平木も誘って内閣書記官長に交渉に行こうとした。その際、平木がそれを断ったとして、川島はいたく憤り、「友情」と題する文章を書きのこしている。長文なのでここでは引用を避けるが、文官高等試験同期あるいは内務省入省同期という事実のもつ重さを感じさせる文章である<sup>28</sup>。

こうしてみると、川島たちにとって「文官高等試験同期」や「入省同期」の者が現にどういう地位に就いているかということは、高等文官としての経歴の階段をどう上っていくか考える際に、無視することができない外部環境であったことがわかる。

## 4 統計局長としての川島

### 4.1 統計学の研鑽

このように統計局長人事に不満の念を抱いた川島ではあったが、いったん就任した後は、10 年余り前、広島県への異動の際にも述べていたとおり、命ぜられた以上は局長とし

<sup>25</sup> 近代統計発達史文庫 573。

<sup>26</sup> 平木弘はこの後、内閣恩給局長で昭和 20 年に退官している。秦郁彦編（2001）『日本官僚制総合事典 1868-2000』東京大学出版会、233-239 頁。

<sup>27</sup> 宇都宮孝平はこの後、青森県知事で昭和 19 年に退官している。秦郁彦編（2001）『日本官僚制総合事典 1868-2000』東京大学出版会、233-239 頁。

<sup>28</sup> 近代統計発達史文庫 684、54-55 ページ。「補遺 2」参照。

での職務にあくまでも忠実であろうとした。彼は統計学の勉強や日本における統計調査の歴史に関する調査等をはじめ、彼が局長に求められると考えた事柄を学びつつ、局長の激務を果たしたようである。

はじめに、川島の勉強した統計学の紹介と、統計局長としてのその日常のごく一部について、紹介しておこう。

川島自身の回想によれば、彼は「根っからの統計実務者ではない」という。

#### 資料 11

「 統計家の夢 内閣統計局長 川島孝彦

私は内閣統計局に奉職してから今年で足掛け十年になる。尤も、私は根っからの統計実務者ではない。官途に就いてから最初八年許りは地方官として各地の県庁に勤め、それから六ヶ年程は、内閣書記官として中央官庁に勤めた後に、初めて統計事務に這入って来たのだから、謂はば中年から踏み込んだ半素人に過ぎない。けれども此の十年程の間は私としては随分死に物狂ひで実務を勉強したつもりである。それには訳のあることではあるが、それは扱て措き、今では人から「川島の統計きちがひ」と冷評かされる程だからマア此処で統計家と自ら名乗っても、あながち不遜と言ふ訳でもあるまい。」<sup>29</sup>

統計局長退職直前に書かれたと思われるこの文章を読むと、少なくとも統計実務に関しては、彼が本格的な勉強を始めたのは統計局着任以降ということになる。

彼は統計局長に就任した翌年の昭和 15 年、「統計に関する研究<sup>30</sup>」と題するノートを作成し、局長時代を通じてこのノートに統計に関する各種の研究事項を書き誌していった。この中には「表記略論」の抜粋があり「本書は明治八年刊行せられたるものにして仏国、モロー・ド・ジョンネー著を箕作麟祥の訳したる書なり」と注記がなされている。さきにも触れたことであるが、この資料にも高野岩三郎の名はなく、帝大時代の川島は高野の統計学を履修してはいなかったと推測できる。また、メモのようにして「エルンスト・ワーゲマン”統計は鏡だ。心が清浄でないものは覗くことを憚れ“*Narren Spiegel der Statistik*”などという書き込みがあり、さらに昭和 16 年から 18 年にかけて Ernst Wagemann “*Narrenspiegel der Statistik*”を部下に命じて翻訳させている<sup>31</sup>。ワーゲマンはドイツ統計局長を務めた人物であり、ベルリン大学の教授であった。川島は部下に訳させたこの本の訳に朱筆を入れ、深く興味をもって読んだようである。たとえば、昭和 17 年 12 月 2 日の日付が附された川島の「数の随筆」と題する小文には以下のような下りがある。

<sup>29</sup> 近代統計発達史文庫 538。「自昭和十二年至昭和二十二年間のモノ。昭和二十三年五月整理 未完成の原稿」より。

<sup>30</sup> 近代統計発達史文庫 734。

<sup>31</sup> 翻訳は近代統計発達史文庫 723、原書は Wagemann, Ernst Friedrich (1930) ,” *Narrenspiegel der Statistik : die Umrissse eines statistischen Weltbildes*”. Hanseatische Verlagsanstalt。統計局内部での翻訳の日本語タイトルは『統計のいたづら鏡—統計の世界の輪郭—』である。



## 資料 12

「シュタイネン氏の調査に拠ればブラジルのバカイリ族は、一と二と三との三つの数詞しかもたない。之を組み合わせると六までは勘定するが、夫より多い数は唯、「大きな数」と言ふ臃ろ気な観念を有するのみである」<sup>32</sup>

この文章と、ワーゲマンの邦訳の以下の文章を比較してみよう。

## 資料 13

「カール・フォン・シュタイネンは中部ブラジルに住むバカイリ族と云ふ民族が、どんな具合にして勘定の術を練習するかを調査した。一 (takale) と二 (ahage) の両数詞を用ひてバカイリは「父」「子」「隣り」等々の名を付けられて居る手の指を補助として六まで行く。六と云ふ数は二を三度称へてアハゲ・アハゲ・アハゲと云つて表現される。バカイリは三 (ahewao) を表はす数詞も有つては居るが、大抵の場合はむしろそれを一、二と云ふのを好んで居る。六以上となるとバカイリは唯大きな数と云ふ臃ろ気な観念を有するに過ぎず」<sup>33</sup>

川島がワーゲマンから強い影響を受けたろうことは明らかである。

昭和 18 年に川島は「国家統計要論」という著作を執筆しようとした形跡があるが、東京統計協会用箋に書かれた 30 枚程の原稿のあとに、執筆の参考にしようとしたのであろう、以下のような著書の目次が摘録されてある。目次は省略して、タイトルのみ列挙すれば、以下の通りである。

## 資料 14

- 「高田太一氏著 統計調査 自治行政叢書第二巻 昭和九年  
汐見三郎著 統計学 現代経済学全集第二十巻 昭和四年  
森田優三氏 統計概論 昭和十四年  
宗藤圭三氏著 統計学通論 昭和十四年  
中川友長氏、岡崎文規氏共著 統計学要綱 昭和十七年  
柳澤豊勝氏著 改訂 基礎統計学 昭和十七年  
藤森幸太郎氏著 統計学 昭和十四年  
ゲオルグ フォン マイヤ氏著、大橋隆憲氏訳 統計学の本質と方法 1894 年原著初版  
Secrist Statistics in Business 1921  
Kenney Mathematics of Statistics 1939  
モーリス・ブロック氏著 塚原仁氏訳 統計学の理論と実際 一八七八年原著出版

<sup>32</sup> 近代統計発達史文庫 736、「数の随筆」5丁。

<sup>33</sup> 近代統計発達史文庫 723、13-14 ページ

E.S.ピアソン氏著 石田保士、北川敏男共訳 大量生産管理と統計的方法 1935年  
森文三郎氏著 経済統計論 昭和十四年  
寺尾琢磨氏著 経済統計論 昭和十七年」<sup>34</sup>

リストには汐見三郎、森田優三、宗藤圭三、岡崎文規、ピアソン、寺尾琢磨などの名がならぶ。統計局長の激務の合間にこのように多くの本を読むのには、相当な努力が必要であろう。川島が以上のリストにある本すべてを読んだかどうかは確定できないが、筆者は川島の数学好きであることと、職務に真摯であったことを考えると、それもありうるように思う。

また、昭和17年の日付のある手帳には、川島が手空きの際に書きためたとみられる統計学の公式が見られる。いま、この手帳に見られる公式のタイトルのみを列挙すれば以下の通りである。

#### 資料 15

「

- ① 群に纏めない系列から算術平均(M)を求むる公式—単純算術平均
- ② 群に纏めた系列から M を求むる公式—加重算術平均
- ③ 省略法(short method)で M を求む
- ④ 調和平均(MH)を求む
- ⑤ 幾何平均(MG)を求む
- ⑥ 系列の小さい方から数へて中間値(Md)を求む MEDIAN
- ⑦ 系列の大きい方から数へて Md を求む
- ⑧ M と Md を知って最頻値(Mo)を求む MODE
- ⑨ 四分偏異(Q)を求む 四分偏異 Quartile Deviation
- ⑩ 百分値を求むる Kelly 氏の公式 Percentile
- ⑪ 単一な群に纏めない系列から AD を求む AD...average deviation 平均偏異
- ⑫ 群に纏めない系列から AD を求む
- ⑬ 群に纏めた系列から AD を求む
- ⑭ M を知って、省略法で AD を求む
- ⑮ AD を省略法で求むる一般的公式
- ⑯ 群に纏めない系列から、標準偏異( $\delta$ )を求む ←standard deviation
- ⑰ 測定値とその平方の和から  $\delta$  を求む
- ⑱ 群に纏めた系列の  $\delta$  を求む
- ⑲ 省略法によって  $\delta$  を求む
- ⑳  $\delta$  を求むる Kelly 氏の公式
- ㉑ 偏異係数(V)を求むる Pearson 氏の公式

<sup>34</sup> 近代統計発達史文庫 538。以下本の書誌事項のあとに目次が記されてあるが、それは省略する。

- ② Vを求むる Thorndike 氏の公式
- ③ 正常蓋然曲線に於ける平均坐標の方程式
- ④ 蓋然曲線の方程式」<sup>35</sup>

これらの著書やメモについてここで細かくその内容を紹介することはできないが、本のタイトルのもとに書かれた目次や、メモされた公式を見る限り、当時進みつつあった「統計学の数学化」<sup>36</sup>について、川島は精力的に勉強を進めていたものと思われる。この時期、統計学および統計調査論こそは川島にとって「2. 自己の専門に関したるもの／3. 職務に関するもの<sup>37</sup>」であった。それと同時に、もともと数学好きだったという川島が、こうした公式に関するメモを作成する作業を楽しんでいるようにも見えるのである。いずれにせよ、戦時下に官庁統計業務のトップに立った人物が、後に数理統計学の発展にもつながる数学的な手法に関心を持ち、当時の日本で知りうる最先端の知識を持っていたことには注目しておいてよいであろう。

それでは、統計局長としての川島の日常はどのようなものであったろうか。このことについても簡単に触れておこう。彼の日誌から私的な記述を除いて、昭和16年1月と、戦後昭和21年6月の、それぞれ1週間分を表形式に直してみた(表2および表3)。ふたつの表ともにわずか1週間の記事であるから、あくまでも印象を述べるに留まるが、局内外の会議、講演、訪問者との面談、統計作成にかかわる重要なポイントのメモ、知人の就職の斡旋などが見られる。昭和21年では、この他に占領軍関係者への対応が加わっている。当然のことながら、川島はここに書かれた仕事だけをしていたのではない。これらの表にあらわれた記事は、川島が統計局長としての経常業務をこなしながら、それ以外の特筆すべき出来事があったばあいに、おぼえのために書き込んだものと見るべきである。

#### 4.2 中央統計庁構想の概要

統計局における川島孝彦の活動の中で、最も広く知られているのは、彼が日本の分散型統計システムを不効率として批判し、中央統計庁を設立して統計にかかわる一切の権限をここに集中しようという提案をし続けたことであろう。川島の中央統計庁構想については森博美(1991)の第2章<sup>38</sup>に詳しいので、ここでまず、この業績に依拠してこの構想について紹介しておきたい。

同書によると、川島の中央統計庁構想は、昭和15年8月20日付で内閣統計局から内閣書記官長を経由して内閣総理大臣に提出された「統計事務刷新に関する意見書」に、当時の

<sup>35</sup> 近代統計発達史文庫 738。

<sup>36</sup> 上藤一郎(2016)「戦前期における日本の数理統計学と公的統計」、経済統計学会『経済統計学会 第60回(2016年度)全国研究大会報告要旨集』58-59ページ。なおこの「統計学の数学化」は、戦後における数理統計学の発達につながっていくとみられる。

<sup>37</sup> 近代統計発達史文庫 419、「抜萃帳」扉の書き込みより。

<sup>38</sup> 森博美(1991)『統計法規と統計体系』法政大学出版局、28-55ページ。

統計の現状と問題点に関する基本的な認識と中央統計機関の有すべき機能について体系的な記述がなされ、これを基盤として昭和 17 年に「中央統計庁」の設置と、その権限の法的根拠としての統計法案の提案がなされた。ここでは紙幅の関係から、昭和 17 年の中央統計庁構想について簡単に紹介する。

同書は、川島による中央統計庁構想について、以下のように『総理府統計局百年史資料集成』に掲載された資料を紹介している。

#### 資料 16

- (イ)「中央統計庁は国家統計の中央機関として中央地方を通じ各省並に各官庁の統計事務を指揮監督す。指揮監督の範囲は統計調査の企画、実施、集計及び統計の利用、統計の発表、統計の防諜、其の他統計に関する全般の事項に及ぶ、市町村其の他の公共団体に対しても亦同じ」
- (ロ)「中央統計庁は民間の統計調査を監督又は指導し、必要なる民間の統計資料を徴用し及び民間に於ける統計の発表又は通報を取締る」
- (ハ)「中央統計庁は企画院と表裏の関係に立ち密接なる連絡を保ちつつ前数項の権限に依り人的、物的の諸統計を総合的に整頓調整し以て企画院の行ふ総合計画策定に必要な統計資料を整備し、又之を各官庁其の他の利用に供す」
- (ニ) 機構を改革するの外なほ統計調査に関する根本法規を制定し之に基くに非ざれば勝手気儘の調査を許さざることとす」<sup>39</sup>

世界的に見ても極端な分散型と評価される日本の統計システムによる弊害（不完全な企画、重複調査による現場の負担過重、集計の不徹底など）を踏まえ、強力な権限をとまなう集中型統計システムを構築して官庁のみならず民間の統計に至るまで統制し、これによって総力戦体制を築くというのが、川島の発想の基本であった。

このほか森は、ロシア語文献を渉猟して、川島の中央統計庁構想を、ゴスプランの外局として設置された「中央国民経済計算局」を原形としたものと推定している。この点には後に触れることになる。また森は戦後の川島の主張についても述べ、さらに大正 10 年の中央統計委員会の答申や、川島自身が出席した中央統計委員会についても触れているが、ここでは昭和 15-17 年の中央統計庁構想にテーマを絞った。

#### 4.3 川島による中央統計庁構想の形成過程

さて、川島が書きのこした資料を調べると、川島が中央統計庁構想について最も早く意見を書きのこしたのは、昭和 15 年の完成形に至るよりも 2 年ほど早く、昭和 13 年 11 月だったことが判明した。「内閣」用箋に手書きされた川島のメモには、以下のようにある。

---

<sup>39</sup> 森（1991）36-37 ページ。なお、原文はカタカナ書きであるが、引用にあたってひらがな書きに改めた。以下同じ。

## 資料 17

「○大統計調査機関機構要綱案

昭一三、一一、五、自案

### 一、中央機関

- (1) 集計の仕事は各省のものを全部一括して其の機関に専属せしむること
- (2) 各省各部局で知って居る数字は之を全部其の機関の手許にもあらしむること
- (3) 各省各部局でやった種々の統計集算方法及統計企画の元となった諸調は之を全部其の機関の手許にもあらしむること
- (3)の2 各統計数字の分類項目の範囲につき詳細なる限界を知ってること
- (4) 各省各部局が下級官庁、一般国民に対して統計の為の調査を行はんとするに對して其の機関が之を審査し規制を加へ得べき権限を有せしむること
- (5) 中央機関の集計の事務については一つの集計を出来る丈け一時に多数の労力機械を用ひて急速に完了すること
- (6) 集計事務の中何れを先にし何れを後にするかを決定する係を集計係と別にすること 此の統制係は集計事務の手のあかぬ様 次々と仕事を準備するのに活動すること
- (7) 統計調査を計画する係を置くこと
- (8) 各方面からの統計数字問合せに答へる係を置くこと
- (9) 各方面から問い合わせの統計数字を已有の資料から作ってやる係を置くこと」

40

この資料は残念なことに、1枚だけで途絶えており、ありうべき「二、地方機関」の部分は失われてしまったと思われる。中央機関のみについて昭和15年案、昭和17年案と比較してみると、昭和17年案のように民間の統計まで含むことがないことや、中央省庁による統計調査に、集計以外のどこまで立ち入って監督するかについて不明確であることがわかる。この点、昭和17年構想の方がはるかに集中度が高くなっている。集中すべき業務の範囲も、昭和13年構想では集計までにとどまっているのに対し、昭和17年案では中央統計庁の権限が各種の統計調査の企画、実施、利用、発表、防諜にまで及んで、これら全体を集中化しようとしている。他方、昭和13年案の(5)を見ると、人的資源の集中的投下や機械の導入により集計の効率化、早期化を図ることが述べられているが、これは昭和17年案には出てこないものの、昭和15年案では取り上げられている。川島は、この昭和13年案の(5)の発想を一貫して抱き続けた。このことは先にあげた川島の追悼座談会における友安亮一の発言からも明らかである<sup>41</sup>。このように昭和13年案は昭和17年案より中央統計庁への権限の

<sup>40</sup> 近代統計発達史文庫 524

<sup>41</sup> 小田原登志郎他 (1958) 27 ページ。「それから先生が熱心にやられたのは、機械がお好きだった関係もあって統計の機械化ということです。統計というものはとも角早く集計して使わなくてはならない、というお考えが強かったので、機械化については随分熱心でした。」この回想は戦時下に関するものであ

集中性という意味では不徹底であるが、これが川島による中央統計庁構想の原形になっていることは明らかであろう。

さて、この資料が作成されたのは、川島が人口課長として統計局に着任してから約 1 年後、統計局長となる約 2 か月前のことである。川島がこのような早い時期から中央統計庁構想を温めることになった背景には、彼をとりまくどのような環境とそれに対応した彼のどのような発想があったであろうか。本項では以下、この点に焦点を絞って考えていくことにしよう。

まず、川島が人口課長であった昭和 13 年 6 月付で、川島の資料には「各省統計書間の重複調査 内閣統計局」と題するガリ版刷りの資料がのこされている<sup>42</sup>。これは文字通り、各省庁で作成された統計書の間でどれだけ重複項目があるかを調査した結果報告書であり、当時の統計局が統計整理に向けた意思を持って動いていたことを示す。この資料が作成された背景には、大正 10 年 5 月に中央統計委員会に対してなされた諮問第 2 号「統計整理統一の件」に対する答申（大正 10 年 7 月）およびその審議の材料として収集された「統計整理統一に関する参考資料」（大正 9 年）<sup>43</sup>が、統計局で引き続き意味を持っていたであろうことが推測される。川島もまた、このことを着任早々から認識していたと見るべきである。

つぎに、川島が統計局長として中央統計委員会へ出席していたことは森（1991）が述べるとおりである。森（1991）が述べるとおり、「内閣統計局長として局が実施する調査の説明に出席した川島と委員との間にどのような具体的やりとりが行われたかは定かではないが、このとき川島は調整機関の在り方について 1 つの確信めいたものを得たはずである<sup>44</sup>」。なぜなら、その直後に中央統計庁の基本構想について述べられた「統計事務刷新に関する意見書」（昭和 15 年 8 月 10 日）が出されているからである。

さらに、森（1991）が指摘したアメリカ、ドイツ、ソ連、特にソ連の統計並びに統計機構への川島の関心は、資料から完全に証明される。まず、昭和 14 年には局長として部下に各国の統計制度の来歴と現状を調査させた報告綴とみられる「昭和十四年 各国統計機構状況」と題した資料が存在する。この資料の内容は、「イングランドに於ける統計機構 ケンブリヂ大学統計学講師 コリン・クラーク」「仏蘭西に於ける統計組織 仏蘭西統計局長 国際統計協会会員 ミシェル・ユベール述」「和蘭国統計組織 在ヘーグ 和蘭中央統計局長メトルスト述」「ソヴィエト聯邦に於ける統計組織」からなり、ソ連に関する記述が最も充実している。その目次を以下に紹介する。

## 資料 18

「内容目次

一、緒言

---

る。

<sup>42</sup> 近代統計発達史文庫 566。

<sup>43</sup> 近代統計発達史文庫 96。

<sup>44</sup> 森（1991）42・43 ページ。

- 二、ソ聯邦の統計計算機構
- 三、中央統計局時代（一九一八年—一九三〇年）
  - 1, 中央統計局の構成及事業
  - 2, 一九二六年国勢調査
- 四、中央国民経済計算局時代（一九三一年以後）
  - 1, 中央国民経済計算局の沿革
  - 2, 中央国民経済計算局の現行規定
  - 3, 中央国民経済計算局の分課
  - 4, 中央国民経済計算局体系の職員数
  - 5, 中央国民経済計算局の直轄学校
  - 6, 機械計算所
  - 7, 地区国民経済計算監督員の職務」<sup>45</sup>

ここで紹介されている中央国民経済計算局には、森（1991）も言及し、川島がこれに注目したという資料を紹介している<sup>46</sup>。

上記の資料は統計局で川島が部下に命じてタイプさせた資料であるが、川島が自分のおぼえのために作成した手書きのノート「統計に関する研究 昭和 15 年—昭和 22 年」を見ると、冒頭に「○統計機構刷新断行の件」とあり、以下のような箇条書きがある。

#### 資料 19

「

- 一、早くやらなければいかぬ
- 二、ソ聯、独乙、米国やって居る事情
- 三、英国の歴史 海外発展と統計
- 四、総力戦体制と統計
- 五、官吏の責任行動と統計
- 六、政府の信用と統計
- 七、自由主義復帰傾向と統計 徳川時代の循環論法的政治
- 八、時代の転換と統計
- 九、独ソ戦の実物教訓
- 十、仏ランスの国防計画の失機
- 十一、 単一統計の必要
- 十二、 ソ聯へ出張の件
- 十三、 統計事務の機械化

<sup>45</sup> 近代統計発達史文庫 594。

<sup>46</sup> 森（1991）46 ページ。

- 十四、 統計の転換期
- 十五、 職員の養成、職員の頭改造
- 十六、 商鞅の刑名 「民は共に…」 秦の郡県制 漢の高祖(略:採録者)
- 十七、 機械力を駆使する精神力 物質を包括したる精神主義(略:採録者)
- 十八、 明日の世界 戦争の成長 破壊力、消耗、補充力(略:採録者)」<sup>47</sup>

これを見る限り、川島はソ連に出張して情報を収集したいと望んでいたようである。これに続く記事は「○ソ連統計事情」と題している。ここには大正7年の中央統計局時代から昭和5年の「聯邦ゴスプラン国民経済計算課」、昭和6年の「ゴスプラン附属ソ聯邦中央国民経済計算局」、昭和8年の「ソ聯邦ゴスプラン中央国民経済計算局」と前出の「昭和十四年 各国統計機構状況」よりも細かな時代区分をして組織の変遷を追っている。そのあと、ソ連統計機関に関する記述の総括として、次のように述べる。

#### 資料 20

「ソ連統計の特徴

1. 統計を計画経済施行上必須基本の条件とせること  
「如何なる建設事業も如何なる国家事業も、如何なる計画事業も正しい計算なしには考へられない。而して計算は統計なしには考へられない。計算は統計なしには一步も前進することが出来ない」—スターリン
2. 国民経済の全部分に亘る統計の単一体系を確立せること  
単一の国民経済計画、総合計画の樹立、遂行
3. 統計を計画作成の際の編成材料として利用するのみならず計画遂行の不断の監査をなす為に用ふ。  
計画遂行状態の分析。計画の遂行を妨げた原因或は計画の超過遂行を来した原因等を統計を以て分析し計画の予期通りの達成を図る。
4. 統計的計算と簿記的計算、技術的計算等の他の計算形態とを単一システムに結合し相互の関係を明かにし矛盾重複ないようにせること。統計機械利用と第一次資料の合理化。
5. 静態統計と動態統計との融合 「当座計算」の重視  
毎日、毎十日、毎月の報告徴取 企業数、労働者数、生産物原価、労働生産能率等 鉄、鋼、石炭、自動車等の生産、鉄道貨物の輸送量>日々の全聯邦の総生産力2日後に計画と対比して発表せらる
6. 国民経済バランス作成を究極の目的として精進しつつあること」<sup>48</sup>

同じ資料ではこの後、ドイツ、英国、米国、カナダ、オーストラリアに関する統計事情が記

<sup>47</sup> 近代統計発達史文庫 734。

<sup>48</sup> 近代統計発達史文庫 734。



載されている。ここでは、ドイツについて、従来分散型であったドイツの統計システムがナチスの台頭にもなつて集権的に改組されたことを評価しているものの、それ以外の国に関する記述は比較的簡単である。これに続いて日本に関する記述があるが、そこには「統計調査の多きこと」「統計事務系統の乱雑」「調査員待遇の乱雑」「統計乱雑無統制の弊害」などが列挙されている。

この時期の西側諸国では、スターリンの指導下でソ連経済が急速に発展しているという認識がつよく、その基礎にある計画経済や中央集権的な指揮系統に対する関心がつよかった。アメリカのニューディーラーや、日本の革新官僚などはその代表であるし、時代が下つて1940年代後半になつても、ロストウやクズネツツ、ガーシェンクロン、レオンチェフなどの経済学者たちは、そうしたソ連のプレゼンスをつよく意識しながら、アメリカの戦後世界戦略をどう立てるかという発想で仕事をしたのであった。日本でも戦時下においてソ連研究は熱心に進められている。満州国の経営は「計画経済」という点で、ある意味でソ連研究の実験場であったと言っても過言ではない。その同時代人として、川島もソ連のあり方に強い関心を向けた。昭和16年ごろには彼は激務の傍ら、ロシア語を独学で学ぼうとしてノートを作っているほどである<sup>49</sup>。彼の中央統計庁構想にあたっては、スターリン体制下のソ連の統計システムが参考にされたことは疑いない事実であった。

#### 4.4 川島と地方統計組織

さて、川島は中央における統計制度改革とともに、地方制度における統計調査の組織・機構にも注意を払っていた。彼は各府県の統計課長レベルの担当者たちと緊密なネットワークを築いており、それが統計データの正確性を支える基礎ともなっていたと思われる。その事実を、府県の下部組織としての「地方事務所」設置をめぐる一連の動きの中から見て取ることができる。

大正15年の郡制廃止後、府県が市町村を直轄するようになっていたが、それでは行政事務の行き届かぬところがあり、「中間機関」の設置の動きが早くも昭和7年には生まれた。これが「地方事務所」として昭和17年に閣議決定され、同年3月には内務省により府県に対する説明会が実施された<sup>50</sup>。このときに国勢調査および資源調査に関する事項もこの中間機関に移管する旨の説明があった<sup>51</sup>。

これを受けて川島が昭和17年4月15日に内務省地方局長に提出した「府県現地実行機関に関する意見<sup>52</sup>」は、地方における統計資料収集のありかたについて次のような認識を表明し、「中間機関」すなわち新たに設けられる地方事務所がこれに介入することに反対して

<sup>49</sup> 近代統計発達史文庫 731。

<sup>50</sup> 森邊成一（2000）「地方事務所の設置と再編—郡制廃止後の郡域行政問題—」、『広島法学』23巻4号、広島大学法学会、47-69ページ。

<sup>51</sup> 近代統計発達史資料 535、「府県現地実行機関設置要綱案」昭和17年3月17日付。

<sup>52</sup> 近代統計発達史文庫 783、「統計機構改革に関する各種提出書類写しおよび原稿」より。本文は「補遺3」を参照。

いる。反対の論拠は5点ある。すなわち第1に、統計調査は調査実施者の意図（定義、調査対象など）が「具体的且細部に亘」って正確に調査対象者に伝わらねばならない。府県と市町村の間にもう一段階中間機関が入ることはその妨げになる。第2に、統計作成にあたっては国民からの回答が迅速に中央機関に到達する必要があるが、中間機関の設置はこれを遅らせる。第3に、今後調査の規模がますます大きくなることが予想されるので、第1に述べたことがきちんに行われなければ、中央レベルの調査結果は細かな誤謬が積み重なって「統計上大なる瑕瑾となる」恐れがある。中間機関への統計事務の移管はその妨げとなる。第4に、調査が複雑になるにつれ、調査組織はできるだけ「簡明直裁」であることが求められるが、中間機関を関与させることはこれに反する。第5に、今日市町村では各種の調査要求の負担にたえきれない状態になっているが、その一因は府県庁の各部局が思い思いに調査事項を市町村に下ろしており、相互間の調整がされていないためである。府県の統計課がこれらを「総合的に規制」することが求められる。従って、もし中間機関が設置されるのにもとない、府県庁の部局再編が行われることがあっても、統計課は現在通り存続させるべきである、以上。なお、この「府県現地実行機関に関する意見」には、「農林商工両省の統計関係当局に於ても本件に関しては小官と同意見に有之候」とあり、中央統計庁設置に関しては川島と対立する立場にあった農林、商工両省も、地方レベルの統計組織のありかたに関しては同一歩調をとっていたことがわかる。

川島はこの意見を、電報をもって各府県知事もしくは統計課長に通知した模様である。またこの意見書の主張は内務省にもいれられ、内務省から府県知事にあてた中間機関の設置に関する通牒には「国勢調査、資源調査」の下りは削除するとあったようである。

この動きに関連して、この後6月から10月にかけて、各県統計担当者からの統計局長宛書簡を見ることができる(内訳は、宮城県6通、大阪府2通、滋賀県3通、栃木県1通、計12通である)<sup>53</sup>。一例をあげると、宮城県統計課長森松孝作による5月21日付書簡には次のように述べられている。

#### 資料 21

「偕而本県に於ては本日只今総務部長室に於て総務部内の分に関してのみ審議致候処過日頂戴仕候電報の御陰に依り（当内務省地方局長よりも御来示の通り19日附を以て知事宛発せられたる通牒には国勢調査並資源調査の項は削除すと特に明記有之候）差したる異論も無之統計事務の移管せざること及統計課の現在通存置可致ことは決定仕候」<sup>54</sup>

この森松という人物の動きは注目に値する。彼はまた、6月1日付書簡で、川島に対し、17府県の動向を次のように報告している。森松が各府県の統計課長と横の連絡を取り合っていたことが知られる。

<sup>53</sup> 近代統計発達史文庫 535。

<sup>54</sup> 近代統計発達史文庫 535。

## 資料 22

- 「千葉県（二十三日発） 五月十四日総務部各課長参集協議 統計は移管のことに内定せしもその夜電報頂戴し自然解消となり目下の処課の廃止統合等心配い無し。
- 熊本県（二十一日発） 電報により心配いなしと考へらるるも上司より何等相談受けざる故不明なり。
- 秋田県（二十五日発） まだ部課長会議も開催せられず 従って上局の意向一切不明なるも過日の電報により絶対の自信あり。
- 福島県（二十五日発） 最初総務部内のみの協議にては移管のこととなりたるも その後内務省よりの通牒に依り 部長のみにて審議せし処、移管せざることにして 課も存置のことに内定見たる由なり。
- 山梨県（二十一日発） 未定なるも過日の電報に依り 大体従来通り落ち着くものと考えへ安心致し居れり。
- 青森県（二十日発） 統計局より電報ありたるも 内務省より正式通牒無きを以って上局の命に依り移管事務並員数昨日提出せり 尚本件に関し確実なる意向承知致度一昨日農林商工両省へも至急内示方内務省へ交渉願ふ様依頼状發送せり
- 岩手県（十九日発） 連絡部に移管することもなく課も存置のことに内定
- 宮崎県（二十日発） 上局より何等話無きも統計局よりの電報に依りまづまづ安心なりと考へおる。
- 福井県（十八日発） 事務は中央の意嚮通り決定 課の存廃問題も総務部長らの意見は従来通り不動の由
- 神奈川県（十八日発） 当初心配いせしも 電報に依り凡て解消す
- 栃木県（十九日発） 従来通りとならば 課の廃合の如きは勿論生起せざるものと想はるるも 課員二、三人は然ら\*（1字読めず） 減員されるものと認む
- 京都府（四月二十二日発、五月十九日発）  
当初上局は頗る不機嫌なりしが 然し電報が来た以上は止むを得ずとして断念せるものの如し 唯自分は終生統計に挺身致度も 現在の空気は連絡部長に出されさうなり 何とか阻止案無き哉
- 滋賀県（自宅宛に来た為不詳）  
全然上局は何も相談してくれない 庶務課長と部長のみで相談して目下の処 何んとか中央の意向に反してでも 無理矢理に連絡部をして取扱はしめんとする空気濃厚なり、従って課の廃合

	も行はれる危険性多分にある様認めらる
大阪府（十九日発）	正式通牒には接せざるも 電報に依り大体解決と認めらる。二十二日開催の総務部長会議に その旨敷衍致す方針なり
長野県（二十日発）	統計局の電報に依り問題は一先づ解決せり 然し多少の減員は止む無き様なり その場合は学事統計を教育課に移す考へなり
富山県（十四日発）	本問題は全国的に天狼煙をあげざれば到底府県の課長のみにては何んとも阻止得ざるものあり 至急中央に御手配乞ふ（電報を頂戴せざる以前のものなり）
山口県（十九日発）	電報は知事部長まで閲覧に供した 内務省の通牒内容も、知事の腹も薩張り不明なり」 <sup>55</sup>

長々と引用したが、この森松の資料からはいくつかのことを読み取ることができる。第1にわかることは、府県横断的に統計課長の連絡ネットワークができており、そのルートを通じて、各府県内の統計行政をめぐる動きが短期間のうちにわかる環境ができあがっていたことである。その焦点に統計局長が位置したことはいうまでもないが、統計課長らの中にも森松のように積極的にこのネットワークを利用して活動する人がいた。第2にわかることは、統計課長クラスの人々の中には、たとえば京都府の担当者が「自分は終生統計に挺身致度も、現在の空気は連絡部長に出されさうなり。何とか阻止案無き哉」と言っているように、統計関係業務につよい愛着を感じる人々がいたことである。川島は、こうした人々の存在を知り抜いた上で、「意見書」を電報で各府県に発信したのだと考えられる。

そこで問題になるのは、川島が依拠したこのような地方レベルの統計担当者ネットワークが、どのようにして形成されたのかということである。この問題については、ふたつの面から見る必要があると思われる。すなわち第1に大規模な統計調査を実施する際にとられた手順、第2に統計局における川島らの業務のありかたである。

まず第1の大規模な統計調査を実施する際の手順であるが、ここでは国勢調査や労働統計実地調査等の重要な調査が実施されるたびに、道府県や総督府など地方行政機関における統計の責任者を召集して開催された「統計主任会議」の存在を指摘しておきたい。近代統計発達史文庫で「統計主任会議」は大正7年から開催が確認でき、その後、「統計課長会議」「統計主任官会議」などと名称を変更しながら昭和22年まで開催されたことが確認できる。ほぼ毎年開催されているが、必要に応じて年に複数回開催されることもある。この会議の多くは、単なる上意下達方式ではなく、各道府県が現場の実態を踏まえて、統計作成業務に関する改善案を持ち寄る場ともなっていた。

たとえば昭和14年8月17日から18日の2日間にわたって開催された「地方統計課長会議」では「第6回労働統計実地調査 要綱の説明、指示事項、注意事項」「一般事務注意事項」「昭和14年臨時国勢調査の実施状況に関し地方統計課長よりの報告聴取」「労働力毎

<sup>55</sup> 近代統計発達史文庫 535。

月実地調査の説明、指示事項、注意事項」などについて話しあわれている<sup>56</sup>。この会議の参加者は各道府県の統計担当者の他、朝鮮総督府、台湾総督府、関東庁、樺太庁、南洋庁、対満事務局次長、札幌、仙台、東京、大阪、福岡の5つの鉱山監督局の統計担当者であった。そして、毎回会議のあとには食事会が開かれるのが恒例であった。8月18日には内閣書記官長主催の昼食会が開かれている<sup>57</sup>。川島もこの会議および昼食会に、当然、局長の立場で参加している。

こうして地方の統計担当者たちが不定期ではあってもほぼ毎年顔を合わせ、統計調査について意見を交換し、さらには飲食をともにする機会があったことに、ここでは注目したい。おそらくこうした交流の中で、互いの抱える問題やノウハウの交換もなされ、彼らの間に横のつながりが形成されていったものと考えるのが自然である。川島以前の統計局長がこうした事実上の組織にどう関わっていたかはわからないが、川島は、おそらく積極的にこのネットワークを利用したと思われる。川島は、内閣書記官時代、すでに紹介したとおり、「僕等が細かな形式的手続などを矢かましくつついて居る間に（地方官は：引用者）実地の政治の訓練をつんで居るのだ。油断して居るとをくれてしまふぞ。<sup>58</sup>」という認識を持っていた。彼は、地方の現場からの声に注意し、現場の担当者とのつながりを大切にしたに違いない。

第2に統計局における川島らの業務のありかたも、彼と地方の現場との直接のつながりを生み出す性質のものであった。人口課長時代の昭和13年1月、川島は昭和13年臨時労働統計実地調査の「事務打合及工場視察」のため、愛媛、徳島、和歌山の3県に出張している。その復命書から、愛媛県での川島の動きを紹介しておく、以下のものであった。

## 資料 23

「一月十五日（土）午前中事愛媛県庁に出頭し古川知事及荒山総務部長に出合の上臨時に労働統計実地調査を施行するに至りたる事情及一般統計事務を懇談し調査遂行に関し依頼したり。垂いで統計課に於て村井課長以下係員と調査事務の打合を行ひたり。」<sup>59</sup>

型どおり県知事、総務部長に挨拶をしたのちに、統計担当部局の職員と打ち合わせをしている。こうしたときに調査現場の実態を知ることもあつたらうし、調査担当者との個人的な信頼関係も形作られたのではないだろうか。ちなみに松山市以外での動きを見ると、今治市で市の統計担当者と面談した後、市内の工場（タオル工場など）2箇所を視察、新居浜でも同様にして住友機械工業、住友化学工業とその別子鉱業所を訪問、担当者と打ち合わせをしている。徳島、和歌山でも同様に行動している。

<sup>56</sup> 近代統計発達史文庫 117。

<sup>57</sup> ちなみに、このときのメニューが残っているので紹介しておく。「澄スープ茶碗入、鮮魚冷製交野菜、若鶏バタ焼蔬菜添、シャベット（餡）、スイカ、冷コーヒ、パン、ビール、シトロン、日本酒」とある。近代統計発達史文庫 118。

<sup>58</sup> 近代統計発達史文庫 440。

<sup>59</sup> 近代統計発達史文庫 583。

同じ簿冊には、川島他森数樹らによる岡山、山口、広島の出張復命書も保存されており、彼らも川島とほぼ同様の動きを見せている。この調査の復命書はこの 2 通しか残っていないが、恐らくは調査対象となる各道府県に、統計局員が手分けして赴いたものと思われる。同様なことは、国勢調査など、他の大きな調査でも行われていたことが判明している。ここで紹介した復命書は、川島が自分の作成した文書を保存していたために破棄を免れたものである。このように、中央官庁である統計局の職員が、地方で実査を直接監督する立場の統計課長、あるいはさらに下のレベルの市町村職員と交流する仕組みができあがっていたとするならば、地方レベルの統計担当者と統計局職員との間にも何らかの形で密接なつながりが形成されていったとみるのは不自然ではない。統計局長になってからは、川島がこうした形で視察に行ったという記録はないが、人口課長時代にこうしたつながりの存在を体得した川島が、それを最大限に利用して中央、地方双方の統計行政関係者の連絡を密にしようとしたであろうことは、容易に想像がつく。

#### 4.5 中央・地方一体の統計機構改革構想

さて、統計局長としての川島について、統計学の研鑽、中央統計庁構想、地方統計組織とのかかわりの順で見てきた。これらのうち、中央統計庁構想と地方統計組織に関しては、川島の中では日本における統計機構改革の両面をなすものとして、有機的関連のもとにとらえられていた。本節の最後にこの点について触れておくことにしよう。

川島ののこした資料の中に「統計機構改革関係書類」その 1、その 2、その 3 という 3 冊の資料が存在する<sup>60</sup>。その内容を紹介していこう。

まず昭和 16 年 3 月付の「その 1」では、中央各官庁が定期的に刊行している統計書の一覧などとならび、当時川島が住んでいた東京府北多摩郡久留米村の村役場に赴いて昭和 16 年 3 月 29 日付で「村役場における統計実情」と題して 30 枚以上に及ぶ聞き書きをし(村役場では、統計局長の訪問を受けてさぞ慌てたことであろう)、さらに無題であるが、同じ日付で東京芝浦電気株式会社芝浦支社、三菱重工業株式会社横浜船渠に関し、調査現場における各種調査の実態に関する記録を 35 枚にわたって書き記している<sup>61</sup>。

ついで同じく昭和 16 年 3 月付の「その 2」は、その大半が府県レベルでの調査項目の一覧、および重複調査に関する照会への府県からの回答である。昭和 13 年から 14 年にかけて、愛知、東京、大阪、富山、群馬、熊本、岐阜の 7 府県から詳細な回答が寄せられている。なお、これらの資料が、川島によって簿冊に編綴されたのは、上述の通り「その 1」と同じく昭和 16 年の 3 月である。川島は公文書の中に眠っていたこれらの資料を探しだし、自分の研究用に新たに編綴したものと思われる<sup>62</sup>。

最後に昭和 16 年 8 月付けの「その 3」には、昭和 15 年の「中央統計局」構想に関する資

<sup>60</sup> 近代統計発達史文庫 692、693、694。

<sup>61</sup> 近代統計発達史文庫 692。

<sup>62</sup> 近代統計発達史文庫 693。

料とならび、昭和 14 年 10 月に 6 大都市(東京、大阪、京都、神戸、横浜、名古屋)から提出された「国政事務委任に観する調査」と題する大部な資料が綴じ込まれている。これは国から委任された事務の一覧リストであるが、各市ともその中の半分以上は統計調査である。これに附された鏡文である「陳情書」の中で、6 大市長は以下のように述べる。

#### 資料 24

「一、中央各省庁間緊密なる連絡を保ち当該事務に関し其の重複又は類似のものは極力統合せられ度く之が為に中央に適當なる機関を設けられたきこと」

「附記 最近の事例に於ては商工省の計画に係る商業調査は物資配給期間に関する調査にして曩に内閣統計局より下命ありたる臨時国勢調査と其の調査内容極めて近似致し居り殆ど時期を同じうして此の両調査を行ふことは其の局に当る都市に於て尠からず困難を感ずるのみならず之が事務に従事する民間調査員並に被調査者をして煩雜の爲め熱意を失はしむるものにして延て其成績に万全を期し難き憾有之」<sup>63</sup>

このように、6 大都市からの訴えの中心には統計調査の錯綜が行政事務の負担になっていることがあった。この資料が「統計機構改革関係書類」に綴じ込まれ、赤鉛筆で書き込みも見られることは、川島がこれを重要なことと認識していたあかしである。

以上、資料の紹介に紙幅を費やしたが、ここから見ても、川島が「統計機構改革」という際に、①中央における監督官庁間の統計一元化のみならず、②地方統計組織の改革、すなわち道府県庁統計課への統計調査の一元化と「総合的に規制」する機能の強化とを意識し、両者を一体のものとして考えていたことがわかる。

## 5 むすびにかえて 統計局長退職前後

統計システムの集中型への再編は、川島の後半生を通じて変わらぬ主張であった。ところが、現実にはそうはいかなかった。昭和 21 年に戦後改革の一環として大内兵衛を委員長とする「統計制度の改善に関する委員会」が設置され、川島はそこに、これまでに見てきたような彼の持論を軸とする「統計制度改革案」を提出したものの、各省からの反対に遭い、昭和 21 年 10 月 21 日に出された答申およびそれを受けて同年 11 月 22 日に閣議決定された「統計制度改善に関する緊急処置要綱」は、分散型統計システムを想定したものとなった<sup>64</sup>。川島が統計局長辞任の意向を表明したのは、この半月後の 12 月 6 日である。ご子息である川嶋辰彦教授のお話しによれば、このとき帰宅した川島は家族に「意見を入れられないので辞表を出して帰って来た」と告げたという。また、紀子夫人はこどもたちに「お父様にはいままでのお考えの続きを勉強していただいているのよ」と話していたという。ここから推測

<sup>63</sup> 近代統計発達史文庫 694。

<sup>64</sup> 島村史郎 (2008)『日本統計発達史』日本統計協会、272-275 ページ。

島村史郎 (2009)『日本統計史群像』日本統計協会、200 ページ。

すると、統計局長辞任の正式の理由として挙げられた統計局の火災<sup>65</sup>はあくまでも建前上のことであり、川島が統計局長を辞職した背景には、自己の主張が受け入れられないことへの失望があったのではないかと思われる。

また、川島の辞職については、川島の後任の統計局長であった森田優三が、次のように回想している。

#### 資料 25

「これより先、(昭和 21 年：引用者) 十二月二十日であったかと思うが、大内先生に呼ばれて「いよいよ統計委員会が発足することになるが、この際気分一新のため川島統計局長には気の毒であるが勇退してもらうことになった。統計委員会の事務局長と内閣統計局長と君はどちらのほうをやってくれるか」ということであった。私には真実寝耳に水であった。委員会の仕事はやってきたが自分が新しい制度の中に入って役人になろうなど夢にも考えたことはなかった。(中略：引用者) それから内閣統計局長発令までの一ヵ月、小心の私には辛い思いであった。そのころ統計委員会の準備の会合や、創設当初頻繁に開かれた何回かの委員会で、同じく委員であった川島局長とは始終顔を合わせており、ある日の会合などでは夜まで続いた会議の帰り、烈しい雨の中を川島局長の車で送ってもらったことなどもあった。川島局長もうすうす知っておられたのだろうがお互にそのことにふれるわけにはいかなかった。発令があつて事務の引継ぎで顔を合わせたとき、役人の出处進退はかくあるべきことを私はしみじみ川島前局長から教えられた。誠に立派な方であった。」<sup>66</sup>

関係者がみな世を去った今日となつては知るすべもないが、川島の統計局長辞職の背景には、「統計制度改善に関する緊急処置要綱」とは異なる見解をもっていた川島を排除しようという、大内兵衛の意向がからんでいた可能性もある。

こののち川島は、東京サク岩機、参議院、国会図書館などに勤めながら統計制度改善に関する研究を続け、資料を収集し、その主張を文章としてのこしているが、この点については本稿の範囲を超えるので別稿に譲りたい。またこれとならんで、晩年の川島は簿記に興味をもち、教科書を執筆しようとした形跡もある。川島は昭和 33 年 2 月に逝去した。享年 61 歳。彼のめざした中央統計庁を中心とする集権的統計システムは、今日でも日本の統計システムのあり方について、ひとつの提言をし続けているのではないだろうか。

<sup>65</sup> 火災の状況については「補遺 4」参照。

<sup>66</sup> 森田 (1980) 116-117 ページ。



## 補遺：川島関係の資料

補遺 1：近代統計発達史文庫 440、「誌想録事」より。日付は附されていないが、昭和 11 年末と想定。主要部分のみ摘録

「昭和十一年七月一日余は内閣官房総務課長を命ぜられ内閣官房の事務を主宰することとなれり。

之より前、内閣に情報委員会創設の議あり。当時の総務課長横溝光暉氏諸方を斡旋して遂に七月一日その官制の公布せらるると共に情報委員会幹事長に転じ余その後を襲ひしなり。右委員会の創設準備の間に横溝課長より総務課長後任の旨を告げらるるや余果して其の任に堪え得るや否や甚だ自信なく、氣、臆したりしも上司に於て其の職を託せんとするならばかなはぬまでもやってみるべしとて強ひ之を辞退することなく遂に其の職を受けたり。其の自信を欠く理由は概ね左の如し。

1. 人事事務に関し、各省の官制、官等俸給身分に関する規定内規等に通曉する程度甚だ不足なること。
2. 各省の人を知る事少く次席稲田書記官に及ばざる事遙に遠きこと。殊に人の位階勲等、大学卒業年次、出身地、経歴、系統関係等につき甚しく知識乏しく又之を知得せんとしてもなかなか憶え得ざること。
3. 我邦の政情不安にして次々に諸種の難問継起し来り此等は凡て内閣の処置に頼りかかるものなるが総務課長として書記官長を補佐するに余の如きは手腕才幹、機智到底横溝前課長に及ばざること。
4. 総務課長は次々に起り来る問題に対して遅滞なく之を裁断し処理して行かざる可らざるに余は判断稍もすれば正鵠を失し決定又荏苒遷延する欠点あること。

要するに余は総務課長として未だ素養十分ならず且つ生きた仕事を処置するに経綸に乏しく殊に臨機応変の才なきことなり。当時余は「之より鉄火の試練を受くるものなり」と感じ、未だ其の職に就かざる前已に心を勞する事尋常ならざりし。之が為にや、余自身が瀕死臨終の場合に至りし夢さへも見たる程なり。

扱愈々総務課長となりて職を執るや、其の鞅掌する事務を決するに今までに手馴れざる事のみにして何彼につけて従来の生活がぼんやり過ぎられたる事のみ痛感さる。一寸した事でも一々調べ又は課員にきかざれば確実に決定し得ず。加ふるに叙位について無線電信社長の如き新事例あり。書記官長よりロンドン海軍會議の賞賜の事を言はれ賞賜すべき事由なきに之を如何にすべきかと案ずる事あり。三橋書記官よりは対満問題につき納付金の事、退職賜金の事などの態度決定を迫るあり。選挙制度調査委員会、議院制度調査会等開設せられ会長の内閣総理大臣の補佐として奔走する用務あり。新規の用務次から次へと起り来りて応接に違あらず。毎日朝は定刻八時より早く出勤し夜は暮れて帰る如く勤めたれども事務山積して解決せざるもの多し。到底前課長より引継ぎたる書類等の研究等思ひもよらず、せかせかと走り廻りて日（「用」脱か：採録者）も之れ足らざる状態なり。而して其の解決せざる事件を如何にすれば解決するかの問題が帰宅しても朝起きても脳裡を去らず之が為に後に来る問題についても十分判断思考し得ずしてあちらを少しやりこちらを少しつつき何物をも結果を得ずして其の日其の日を過ごし退庁帰宅すればぐったりと疲れてそのまま寝て了ひ手紙其の他の家の事も新たに内閣に来る佐藤書記官に対する世話も又、官舎の移転も新任の課員招待も何も手につかず齷齪として焦燥せり。然れども勇を鼓して兎に角日々を送りしが次第に体力気力消耗し来り難問題は之を回避せんとする気分生じ書記官又は課員より事を持ち出さるるごとにハッと胸をつかれり。遂には課長室にあって電話のかかる事すら苦痛となり各省の人の用務を持って来訪し来るに対しても応対に生気なく話法ぎごちなくして対談に苦痛を感じずるに至れり。此の間何とかして氣力を回復せむとして食餌に滋養をとり、朝夕入浴する等努力せしが、効果顕はれず最も顕著なる現象は意思薄弱にして体操等体力恢復に志しても三日とつづかず。役所にありても家にありても煙

草のみをふかし時計の時間のみを気にしてやりかけし事一時間と続かず。我ながら頭脳に変調を来したりと感じたり。(中略：引用者) 余は努めて不必要なる思考や調査をなさざる事とし、事務は多く他の書記官、課員等に委ぬる事にして刺戟を避け調子を下して勤務しつつありしが依然として気力恢復せず。八月二十一日に内閣の話の放送を放送協会より依頼され、又拓務省植場秘書課長より朝鮮人郡守の休職分限委員会開催の要求ある等、少しも気が楽にならざりし。辛うじて放送をすましたるが如何にも余は毎日辛らき気持ちにて暗く其の日其の日を送り之に何か政治上の問題でも起り大いに活動せねばならぬ事となりたらば如何にすべき恐らく此の調子では大事を誤り累を諸方へ及ぼすべしと感ずるに至りしを以て妻にも其の旨を話し父の封書をも読みたる上、遂に意を決し八月二十三日日曜、横溝光暉氏を永田町一丁目の自宅に訪ひ事情を打ち明けて余は到底総務課長の任に堪えざれば職を辞したし若し出来得るならば休職にして貰ひ一二年十分静養したしと申出でたり。氏も驚き種々事情を訊したる上暫く欠勤して静養するが可なるべし辞職は思ひも寄らず休職とても静養の上事情を見てからになすも遅からずと慰撫せらる。仍て余も其の言に甘えて一ヶ月余り欠勤静養することとし種々其の準備の都合等を打ち合せて帰る。稍肩の荷の下りたる感あり。欠勤と定まりてもなほ差しかかりたる諸事務あり。当時陛下葉山に行幸中にして佐藤書記官出張一稲田書記官は会計課賞勳局の仕事を持ちて忙しく三橋書記官は二十一日満洲地方へ出張したる後なれば余が直に休めば事務停止する惧あるを以て其等の整頓を俟って休む事とし其の後一週間辛抱して八月二十九日金曜より欠勤せり。下略：引用者)」

## 補遺 2：近代統計発達史文庫 684 より、54 - 55 ページ。

「友情

宇都宮孝平東北局長の身分に関して平木弘恩給局長の不可解な態度が如何にも軽薄な世相を現はして居る感じがするから記して置く。

宇都宮と平木と僕と、三人は大正十二年の大学卒業で同年一緒に内務省に採用されて何れも数年間地方官として同期の交りをして来た。僕が一番早く昭和六年暮、内務省を出て内閣書記官になり、次に平木が昭和八年頃統計局書記官となり、宇都宮は昭和九年賞勳局書記官となった。内閣へ来てからも内務省の十二年会には皆出て旧友と交歓して居た。宇都宮が賞勳局に来る時は余が上司に命ぜられて大ぶん手紙で説得したので漸く腰を挙げたのであった。さて内閣部内には昭和十二年期の者はこの三人であって日頃会へば愉快に談笑して隔てがなかった。

今年夏、東條内閣が行政簡素化と云ふ事を取り上げて官吏の減員、官庁機構の再編成を企てた際、東北局も亦其の俎上に上って勅任官を減じ局長は内閣部内の高等官を以て兼ねしむることとなり、宇都宮の身上は宙に浮いた。九月四日此等の官制案の閣議が決定してあとはただ勅令公布の手續の問題となった訳である。

そこで僕は同期の友人として出来る丈け宇都宮の都合のよい様に計らうことを決心し、内務省に知事転出方を頼まうかなど思ひ煩って居たところ、内閣官房人事課長三橋則雄氏が来り、矢張り宇都宮氏のことを何とかして上げたし、自分からは星野直樹書記官長に宇都宮市の身上につき宜しく頼み度き旨願ひたれば、僕からも同様に頼んで欲しとの事なり。内務省に運動するよりは書記官長に頼み書記官長が腰を入れて呉れた方が情勢上うまく行き相なりと言ふ。僕も之に賛成し扱てそれには同期の平木と一緒に書記官長に願ひに行く事が自然で宜しからう、又、余一人丈けで平木を差し置いては自分丈け友情を衒ふ様にもなり面白くないからと三橋君と相談した。そして九月十日朝、平木を恩給局に訪ふて、三橋氏と相談したことは知らない事にして唯宇都宮の身上につき書記官長に願ひ出ることを持ち掛けた。ところが意外にも平木は同意をしない。その理由とする所は次の事情から

と言ふ。

1. 自分（平木自身）は已に行政簡素化の問題の起った時、いつでも必要があればやめま  
すからといふ事を書記官長と森山法制局長官とに申出て居るから今更ら改まって東北  
局長の事を頼みに行くことはおかしい。
2. 行政簡素化といっても要するに行政整理である。すれば古い者からやめて行くのが順  
序だ。自分は已に加俸がついてるから、やめるのが順序の様だけれど、さりとして、自  
ら辞表を出したり、南方行きを志願したりするにも及ぶまいからなあ。やめろとあれ  
ば何時でもやめるし、南方へ行けと言はれれば喜んで行く。
3. 東北局長がなくなって宇都宮を退官させない様にと言ふと内閣部内で繰合わして誰か  
ほかの者が止めなくてはなるまい。内務省の知事にとって貰ふといふ事は不可能だ。  
内務省は東北局と一緒になら知事にとらうといふた相だ。その位だもの、とても内務省  
できいて呉れはしない。
4. 役所がなくなれば官をやめる事は仕方がないぢやないか。どこか行き所を世話してく  
れさへすればよいぢやないか。何処か、口を探しても呉れず切りっぱなしでは自分等  
もだまって見て居れないが。
5. 自分が書記官長等にいつでもやめまますと言ったのは別に宇都宮の事を言つてそれに関  
聯して言ったのではないが、兎に角、今又、宇都宮の身上を宜しく頼みますと言つて  
出ると、さきに罷めてもよいと言つて出た心境が変わつて自分も居座はり宇都宮も都  
合よくと言ふ様にとられて具合が悪い。
6. 自分は九州の片田舎の百姓の子であるが、勅任一等になり、加俸もついて、実は位人  
臣を極めて居る訳だから、もういつやめてもよいが、自ら進んで辞表を出すのも戦時  
下ではすべきでない様に思ふしね。

以上が平木の言ふ所で結局、自分は宇都宮の事について書記官長に頼みに行けないから君  
（余の事）独りで行って呉れといふのである。僕は唾蟬とした。いくら尤もらしく言葉は  
いひ繕つても心底は見えずいて居る。要するに之を実行すると自分の身に及び相なのでい  
やなのである。そして口先では何時やめてもよいのだと言ひ立てて居る。

友人の身の上に氣遣ふのは自然の事だ。事の結果は如何ともあれ、之は書記官長その他、  
人事当局の人の考へで決まることであつて先方の事だ。こちらとしては出来る丈け当人にも  
よき様にも願ふといふことは人情の自然で少しも恥ぢる事でもなければ憚る事でもな  
い。寧ろそうしない方が友情も何も無い男か或は当人が不人気で誰も構つてやらないのか  
と不審に思はれる位だ。眼のある人が上に立つて居れば必ずかうであらう。それで僕は平  
木にも話して同期の者打揃つて行った方が宜からうと思つたのだが平木の方はテンデそう  
は考へない。さそはれたのが迷惑な様子である。之では言ふても甲斐がない。そこで九月  
十二日朝僕一人書記官長に会ひ、同期の者として、また内閣へ来ることをすすめた関係も  
あることとて宇都宮のよき様にと願ふ旨話したら書記官長は快く承諾された。

平木は平素少し挙動は軽いが快活で、こだわりがなく善人の様に見えて居る。友達つき  
合も悪くない。マア多勢の者にもよく思はれて居る方だ。自分も大体真実味のある男だと思  
つて居たが今度の事で好い学問をした。ああ言ふのが楠公の言はれる「輕薄の人」と言  
ふのだ。平生は当たり前なのだ。そして自分の身に及ぶいざと言ふ時、素早く身をかはして  
逃げるのだ。「輕薄」と言つても何もウソ許りついたり、輕口を叩いたりを言ふのではない。  
尤もらしく振舞つて居て、実は心の中は真実ではない。絶えず自己保身の途を注意し  
てにらんで、要領よく世に処して行かうとするのである。だから、前後矛盾する事に気が  
つかず、平生立派な事を言つてると相反してもちつとも良心に恥ぢない。言葉の上で飾  
つて居ればよいと言ふのだ。つまり一本気でない人を「輕薄の人」と言ふて然るべきであ  
る。熊が出て来た時自分丈け素早く木に登つて了ふあの話の中の人物である。之はその事  
がない時には殆ど判らない。之をよく見分ける必要が大いにある。正面から事物にうち當  
つて行かない人、真面目に腹を立てる事のない人、調子の良すぎる人、人より先によい事  
をしてあとで知らせてやり、決して前に自分と一緒にやる事をしない人、人に親切氣も見

せるがそれは自分にとっても可なり苦痛なのだといふ事を言外に匂はせてする人、冗談の様にではあるが利己主義我利我利思想を口に出して一向恥ぢない人、先づ自分が一ぱいに優先的にとる、その余りは人にも振る舞ひ、親切にもするといふ考の人、等は即ち夫か。あとで三橋君の話す所によれば、平木は自分は南洋へ行くのはイヤだと書記官長に申出て居る相だ。僕との話と全くウラハラだ。実際とるに足らぬ奴だ。」

### 補遺 3：近代統計発達史文庫 783、「統計機構改革に関する各種提出書類写しおよび原稿」

「局発第一八七号

昭和十七年四月十五日

内閣統計局長 川島孝彦

内務省地方局長 成田一郎殿

府県現地実行機関に関する意見

三月十八日内務大臣官邸に於て府県現地実行機関設置に関する御計画御提示相成候処右に付当局の意見左の通り開陳致候条得と御考慮相煩し度候

行政事務の敏活徹底を図る為め郡を単位とする中間機関を府県庁の下に設けらるる御趣旨は当局に於ても同意見に有之候然れども此の中間機構に国勢調査、資源調査其の他の統計事務を取扱はしむることは却て統計事務の渋滞不徹底を来し適当ならずと思考致候其の訳は左記の如く統計の特殊の性質に基くものにして現在の如く計画的行政の時代にありて其の重要性を益々加重しつつある統計事務が障害を蒙ることは惹いて施政の各方面に其の悪影響を及ぼすに至るべしと存ぜられ候条統計事務は現行通り府県庁に於て取扱はしめ府県庁より直接市町村の統計事務を指揮監督するの制度とし中間機関には其の事務を取扱はしめざる様致度此段意見及提出候

追って農林商工両省の統計関係当局に於ても本件に関しては小官と同意見に有之候条申添候

- 一、統計調査事務は統計作成の為めのものにして近年政府の企画が緻密となり且総合的に広汎の分野に亘るに伴ひ国家統計は其の内容複雑を加へ来れるが就中肝要なることは統計表に現はさるる事項の区分が明確にして其の内容純粋なることなり例へば工業者として表はされたる数量の中に商業者又は農業者に属すべきものが混入するが如きことあらんか此の数を以て企画の計算を立つことは頗る困難を感じるのみならず実行の際計画に齟齬を来すなり然るに調査に際しては此の区分の判断に迷ふが如き事例に遭遇すること頗る多し之を一定の方向に整頓せしむることは甚だ困難なることにして調査の第一線に活動する調査員に対し調査計画の内容を充分に呑込みしむるを要す然らざれば同一の事物に関し各個の調査員の判断夫々異り之を集計したる統計は単に無意味なる数字の羅列に止まり現代統計の用をなさざるに至る而して這般の事情は複雑なる統計が要求せらるればせらるる程顕著に現はるるものにして現代の統計調査は全調査関係者が一体となり特に第一線の職員が調査計画者の意図を具体的且細部に亘りて諒解するを要する特別の性質あり此の点普通の許可、認可、指導奨励の事務の如く中央指令者の大体の方針に沿ひ地方現地の実情に应ずる適宜の措置を執る事務と其の趣を異にするものなり従て従来中央官庁—府県庁—市町村役場の段階を経て施行し来りしものに新に中間機関を挿入するときは中間の媒介者を一つ増加する丈け調査計画者の意図の徹底を欠くこととなる實際統計調査の事務中最も多きは調査事務執行中に起り来る各種の具体的問題の疑義に付て調査員に対し調査計画に当嵌まる決定を指示することにして之が為めには成るべく伝達段階を少くすることを適当とす
- 二、統計調査は中央より命令したる方法に依り一般国民が申告をなすものなる故政府が一の事業をなすなり国民の活動を監督し又は規制するに非ず即ち所謂助長行政にも監督行政にもあらざる官庁の業務なり故に調査計画当局の意図方針は下級官庁を通じて国

民に達し之に依りて国民がなしたる申告の結果が逆に中央に還り其の材料に依りて統計表を作成するに於て初めて当初の目的を達す従て調査用紙其の他の調査材料を中央より事務の末端に配布し又は国民の申告したる所を集めて中央へ送り返す如き特殊の業務あり而して右は迅速に運行せらるるを要するが中間機関の手を経るときは時日を費やして而も充分なる検閲を為し得ざる欠点を生ず

三、統計調査は将来益々広範囲、多数の国民に対して施行せらるべし申告者が多ければ多き程些細の誤謬も累積して統計上大なる瑕瑾となるを以て中間機関に事務を取扱はしむる為めの欠陥は之を忽にすべからざるなり

四、要するに統計調査が時勢の要求するところに従ひ愈々複雑を加ふる傾向に在る現在に於ては其の中央統計機関の指揮命令が最も迅速明確に調査機関の末端まで徹底するを要す又、取扱者の主観、判断、理解、能力等の相違の為め不知不識の間に調査の結果に夾雑物が混入し又は必要なる資料を脱漏するが如き危険を特に警戒せざるべからず斯くして克く調査の結果の純一性と統一性を確保するが為めには統計調査機関の組織は成るべく簡明直截なるを要し中間的機関の介在は成るべく少きを可とす即ち国、府、県、市町村といふ現在の統計調査の系統の上にさらに府県連絡部なる中間機関を介在せしむることは現行制度に比し却って統計調査事務の迅速正確なる処理を防ぐる虞あり

但し府県現地実行機関をして地方統計調査事務の直接の内容的部分殊に指揮命令等に干与せしめず単に統計関係者の召集の際に会場の提供其の他の便宜供与等に関係せしむることは別に支障なし

五、統計調査は其の本質上施策の実行に直接干与せず中立的地位に立ち公明中立の立場を有する機関に依りて取扱れてこそ初めて被調査者側の被調査者側の信頼を得、正確なる結果を得るの特殊性を有す又現時の如く国又は府県の行政が各部門の総合的計画を要求せらるるに当りては府県庁の各種の統計調査が単一の中心部課に依りて総合的に規制せらるること肝要なりしかのみならず現在市町村には各方面より統計調査の要求殺到蟻集し市町村は殆ど其の負担に堪へざらんとする実情なるが右は多く調査が府県庁の手を経るに際し庁内各課を別々に通過し府県に於て之を集約する作用不十分なるに原因す故に統計上より見れば中間機関に事務を移すよりも寧ろ府県庁内に於て統計事務組織を集中強化するを以て国家将来の為めなりと思料す仍て現地実行機関の新設に伴ひ府県庁内の部課統合の行はるるが如き場合に於ても府県の統計課は現在通り之を存続せられむことを希望す

#### 補遺 4：近代統計発達史文庫 536、「昭和二十三年五月整理 自昭和十二年至同二十二年のもの 記録的書類 No.2」より統計局火災の状況

「昭和二十一年二月二十八日午前四時

友安審査課長

川島局長閣下

昨二月二十七日夜政表課より出火、製表課の第一室及第二室を全焼致候に付取敢へず現在迄の状況御報告申上候

- 一、製表課の第一室及第二室を全焼したるも其の他の建物は延焼を免れ全部無事なり  
第一室及第二室に在りたる集計機及印刷製表機は全部焼失せり
- 二、出火時刻は明確を欠くも午後七時の守衛の巡視及八時の宿直員の巡視の際は異常なく、午後九時巡視の際草野守衛発見す。其の時は既に手の下し様なき程度に燃え盛り居たるとの事なり
- 三、発火の箇所は第二室の中央より西寄りの南窓際なるものの如く、目下の処判然たらざるも電熱器の不始末の疑あり
- 四、消火には進駐軍（多分騎兵第一師団）の応援を得たり

- 五、出火に当り直ちに駆付けたる者は加藤官補、関口官補、野口属、石井属、倉田属他附近の女子職員数名にして小官は十時半頃自宅に電話連絡ありたるに付直に自宅を出発十一時半統計局に到着取敢えず火災現場の指揮に当りたり
- 六、那須庶務課長、河原製表課長及岩倉会計課長にも夫々連絡し置きたり
- 七、二十八日午前二時には残火烧減も相当進み、延焼の虞なし。ただ用紙類、計\*（1字読めず）類を尚燃焼中なり。尚死傷者は全然無し。」

## 表

表 1	川島孝彦年譜.....	3 6
表 2	昭和16年の1週間.....	3 8
表 3	昭和21年の1週間.....	3 8





1940	43	2. 2第七十五回帝国議会政府委員。2. 5人口問題研究所参事被仰付。2. 24人員動員委員会委員。4. 29叙勲三等授瑞宝章。支那事変の功。6. 1統計局審査課長事務取扱を命ず。11. 1統計局審査課長事務取扱被免。	「紀元二千六百年」関係の諸行事をつづく。 3. 南京に汪兆銘政権樹立。11. 国民服制決定。 9. 帝国国策要綱。10. 東条内閣成立。12. 真珠湾攻撃(太平洋戦争)。12. 大東亜共栄圏。6. ミッドウェー海戦で敗北。以後、ガダルカナル島などで日本の敗北をつづく 11. 大東亜会議。12. カイロ宣言。
1941	44		
1942	45	1. 31陸高等官一等。2. 9第七十九回帝国議会政府委員被仰付。2. 16叙従四位。3. 10叙勲三等授瑞宝章。4. 23臨時東北地方振興計画調査会委員被仰付。10. 24食糧管理委員会幹事被仰付。11. 21内務省連絡委員会委員被仰付。	
1943	46	1. 16調査研究協議会幹事を命ず。2. 2中央賞金委員会幹事被仰付。8. 30国民貯蓄奨励委員会幹事被仰付。11. 1叙高等官一等。12. 10食糧管理委員会幹事被仰付。12. 13国民貯蓄奨励委員会幹事被仰付。	
1944	47	1. 22内務省連絡委員会委員被仰付。4. 21戦時産業極限要員量臨時調査室長委員。戦時産業極限要員量臨時調査室参与委員。7. 5大麻行政調査使随員を命ず。行政調査使随員被仰付。12. 1総合計画局参事官被仰付。12. 24第八十六回帝国議会政府委員被仰付。	3. インパール作戦。6. マリアナ沖海戦、学徒隊の開始、B29による本土空襲開始。8. 女子挺身隊空、学徒勤労動員。 3. 東京大空襲、沖繩戦。8. 広島・長崎に原爆投下、ソ連対日参戦、ポツダム宣言受諾。 9. 昭和天皇マッカーサーを訪問。10. 治安維持法廃止。11. 治安警察法廃止。12. 婦人参政権。
1945	48		
1946	49	4. 1昭和二十一年勅令第五百九十三号により内閣事務官となる。賜八号儀。6. 30賜七号儀。7. 1賜二十八号儀。9. 19勅令第四百三十五号により官吏俸給令改正。12. 6内閣統計局長を辞職(昭和二十一年二月二十七日夜内閣統計局の庁舎から発火し同庁舎の一部及び統計機械、書類等を焼失するに至らしたことは内閣統計局長として平素部下の監督不行届の致すところであつて職務を怠つたものである、よつて官吏懲戒令により譴責する)。	1. 昭和天皇による人間宣言、公職追放。3. IMF設立。5. 東京裁判開始。10. 農地改革はじまる。11. 日本国憲法公布。
1947	50	1. 21依願免本官(内閣統計局長)。	この年から第一次ベビーブームはじまる。 3. 統計法(「国勢調査に関する法律」「統計資料実地調査に関する法律」「資源調査法」は廃止)、教育基本法、学校教育法。 4. 独占禁止法、労働基準法。5. 日本国憲法施行。12. 児童福祉法。
1948	51	2. 1東京サク岩機株式会社総務部長。 この間、参議院、国会図書館などに勤務。	
不明			
1958	61	2. 23没。叙勲二等旭日重光章、叙従三位。2. 25追陞位一級。	

出典：川島の履歴は近代統計発達史文庫より作成。主要な出来事は各種年表等より採集。  
注：川島の死去の日付は、追贈された叙勲の日付によつた。

表2 昭和16年の1週間

日付	曜日	事項
1月13日	月	▼定例課長会ギ(ゼ一一)。 ●小池氏来局(ゴ三)。 ▽兵務局防衛課上田大佐 囑託岡安茂雄 二月一日頃憲兵将校約四十五名。 ▽墨壺修繕タノム。
14日	火	▽企カク局参与会議通知。 ●灘尾氏退京(ゴ一、三〇東京駅)。 ●高野氏退京(ゼ一〇、二六新宿)。 淀橋府立第五女学校講演(ゴ一、四五―三、三〇)。 ●翼賛会佐々木氏来局(ゴ三、〇〇)。 ●小池来局(ゴ三―一)寄付コトワリ。 ●野口氏葬儀(ゴ二―三、教育会館)。 ▽久山氏に最上弟履歴渡す(ゴ五)。
15日	水	消防検閲式(ゼ八―ゼ九、三〇代々木練兵場)。 ●町村氏退京(ゴ九、上野駅)。 ●動態カード善后処置の件。 ●参与会議老人の件。 ▽予事、印刷加藤氏に。 ▽手紙、水田、牛塚、鷺尾
16日	木	●日本倶楽部(N、石黒氏講話)。 ●企画員参与会議(ゼ一〇、総裁応接室)。 ●宮脇梅吉氏葬儀(ゴ二―一三、青山斎場)。 ●美濃口氏に最頻婚姻年齢の件。 ●阪谷氏陽炎一見舞。 ▽和力山統計下片来局。 ▽茨城県現住調査の件。 ▽初婚平均年齢 寺田。
17日	金	●養成所講義(ゼ九―一〇、三〇修養)。 ●*(2字読めず)の件相談。
18日	土	●機構改革の件協議一ゼ一一、那須、福永、余。 ○商工省機械局総務課森事務官。 ▽原東、川西挨拶に来局。 ▽製表課にて符号の講習(課人員)を始む
19日	日	▽三橋来宅(余留守中)。 ▽最上より弟面会の件電話(余、留守)。
予備欄		○兵務局長 田中少将。 ●倉橋定氏人事の件、内藤。 ●久山に最上弟就職の件。 ●宇都宮訪問。 ●新聞人事切抜。 ○著作権 国塩氏。 ●伊藤氏に初婚平均年齢計算頼む。 ●製表機械国産化の件(機械局)。 ●御手洗氏依頼の件(18/1)。 ●農、商統計幹部会合(18/1)。 ●法務局山崎氏の提言の件(18/1)。 ●水準

出典:近代統計発達史文庫687より作成

表3 昭和21年の1週間

日付	曜日	事項
6月17日	月	●人口推計立案。 ●高橋氏来局(ゴ )。 ●齊藤金一郎氏へ電話(ゴ3)。 ●草取り。 ●商大、小田橋、山中総太郎氏( )。
18日	火	●人口推計小委員会(ゴ2)。 ×戦記 ぜ九、一五(元陸軍省)。 ●戦争中出生死亡の研究。 ○栗花盛り。
19日	水	●フェルプ氏来局(ぜ九、一五)。 ●経済統計局(ゴ三、三〇 工業クラブ三階第二会議室 一時間)。 ●婚姻リコンの生起場所。 ●ローゼン、クライマン来局。 ●工藤の件、小村添書の件、山田任官の件。
20日	木	●齊藤氏へ電話。 ●フェルプ氏来局(ぜ九)。 ●法制局長官へ求勅の件。 ●浦上君に指令の写し。 ○曾田長宗台湾衛生課長 大阪丸山将
21日	金	●推計会議(ゴ二)。
22日	土	●各省勤労会議(ぜ九)。 ●山田氏 十九年、二十年出生数の推計
23日	日	(記事なし)
予備欄		●フェルプに水島氏の件。 △「社会的天気予報」。 ●青木囑託の件

出典:近代統計発達史文庫847より作成